

足利短期大学の現状と課題

—平成27年度自己点検・評価報告書—

足利短期大学

2015

目次

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	1
基準Ⅰ-A-1 建学の精神が確立している	1
基準Ⅰ-B-1 教育目的・目標が確立している	3
基準Ⅰ-B-2 学習成果を定めている	4
基準Ⅰ-B-3 教育の質を保証している	5
基準Ⅰ-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制が確立し、 向上・充実にに向けて努力している	6
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	9
基準Ⅱ-A-1 学位授与の方針を明確に示している	10
基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針を明確に示している	12
基準Ⅱ-A-3 入学者受け入れの方針を受験生に対して明確に示している	14
基準Ⅱ-A-4 学習成果の査定（アセスメント）は明確である	15
基準Ⅱ-A-5 学生の卒業後評価への取り組みを行っている	17
基準Ⅱ-B-1 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて教育資源を 有効に活用している	17
基準Ⅱ-B-2 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて 学習支援を組織的に行っている	20
基準Ⅱ-B-3 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて 学生の生活支援を組織的に行っている	22
基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている	26
基準Ⅱ-B-5 入学者受け入れの方針を受験生に対して明確に示している	30
【基準Ⅲ 教育資源と在的資源】	34
基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて 教員組織を整備している	34
基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に 基づいて教育研究活動を行っている	36
基準Ⅲ-A-3 学習成果を向上させるための事務組織を整備している	37
基準Ⅲ-A-4 人事管理が適切に行われている	38
基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて 校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している	38
基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている	40
基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に 基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している	41
基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している	43
基準Ⅲ-D-2 量的な経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を 確保するよう計画を策定し、管理している	44

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	47
基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している	47
基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制 が確立している	49
基準Ⅳ-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている	50
基準Ⅳ-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事会の 諮問機関として適切に運営している	51
基準Ⅳ-C-3 ガバナンスが適切に機能している	52
【選択的評価基準 3. 地域貢献の取り組みについて】	53

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

(a)自己点検・評価の要約

足利旧市内 17ヶ寺で組織する足利仏教和合会を母体とする学校法人足利工業大学傘下の足利短期大学では、法人共通の建学の精神である聖徳太子の「以和為貴」を、教育理念には「和願愛語」を掲げている。これら和の精神を学内外に公開するために、ホームページや大学発行の各種出版物に掲載している。学内においては、1号館玄関に「以和為貴」の額を、また主要教室にも額を掲げてある。3号館ロビーには「和願愛語」の額を掲げ、屋外掲示板にも建学の精神、教育理念を掲示してある。

建学の精神を踏まえ、教育目標を具現するために必修科目として「仏教学」指定科目として「仏教保育論」を開設して、広く仏教精神の涵養を行っている。また、建学の精神・教育理念の具現化の一環として仏教行事の「降誕会」「成道会」「涅槃会」「魂祭」を行い、全学生全教員が参加している。

FD 研修会を毎年実施し、建学の精神、教育理念に基づいた教育がなされるよう PDCA サイクルのもと、研修内容を共通の理解として努力・向上に努めている。また、建学の精神に沿った学科の教育目的・目標が生まれ、教育がされている。

自己点検・評価委員会の規程に基づいて、自己点検・評価が行われ、「自己点検・評価報告書」の発行と運営機構の各委員会に対し、総括的な改善、改革を求めている。

(b)自己点検・評価に基づく行動計画

建学の精神は知識ではなく、実践である。日常の学園生活の中に建学の精神が活かされていなければならない。

1. いろいろな機会を捉え、常に教員並びに学生にむかって周知を図る
2. 本学において仏教行事を行うことの意味を周知徹底するとともに、仏教行事の在り方を見直す。また改善策を工夫しなければならない

平成 27 年度からクラス顧問が仏教行事委員を担当することとなったが、委員としての役割を明確化する。

3. 退学者の減少、資格未取得者の減少の方策の検討
4. FD 活動充実

研修会・公開授業・各種アンケート

[区分]

基準 I -A-1 建学の精神が確立している。

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神を学内外に表明している。
- (3) 建学の精神を学内において共有している。
- (4) 建学の精神を定期的に確認している。

(a)現状

足利旧市内 17ヶ寺で組織する足利仏教和合会を母体とする学校法人足利工業大学傘下の足利短期大学では、法人共通の建学の精神である日本仏教の父といわれる聖徳太子の十七条憲法の第一条「以和為貴」（和を以て貴と為す）を掲げている。本学は保育者養成の「こども学科」と看護師養成の「看護学科」の 2 学科からなる。看護学科は平成 26 年度より足利工業大学に 4 年制の看護学部が開設されたため、入学者の募集を停止し、現在は 3 年生が在学している。

これら 2 つの学科は、ともに人と人との関わりの上に成り立つ実学教育の場である。そのため、専門の知識と技術、そしてそれを活かすことのできる仏教的情操豊かな人材を育む教育が必要であると考え、建学の精神の実践徳目として教育理念に「和顔愛語」（わけんあいご）を載している。

建学の精神また教育理念は、学内外に周知するためにホームページ、大学発行の各種出版物等に掲載している。また 1 号館玄関には漆原常石氏による「以和為貴」の刻字扁額を設置、また 3 号館ロビーには同氏が刻字した「和顔愛語」の額を掲げている。

「足利短大の学生は笑顔がよい、挨拶がよい」と学内外から高い評価を得ている。このことは、建学の精神と教育理念が学生に理解され、実践されているためと受けとめている。

こども学科の教育目的は「建学の精神に基づき仏教的情操豊かな人材を育成する」とし、教育目標は次の通りである。

- ① 円満・明朗・誠実な人間性を有する人材を育てる。
- ② 広い視野から物事を捉え、総合的に判断することのできる人材を育てる。
- ③ 専門的知識や技術の基礎を確実に修得し、応用・実践することのできる人材を育てる。

この建学の精神を踏まえ、教育目標を具現するために本学では次のようなカリキュラムを組んでいる。こども学科・看護学科とも必須科目として「仏教学」を設けており、その中で建学の精神「以和為貴」と教育理念「和顔愛語」について解説している。また、指定科目としてこども学科では「仏教保育論」、看護学科では「仏教と看護」を開設し、広く仏教精神の涵養を行っている。また、こども学科・看護学科共に近隣の禅寺での坐禅の体験を行っている。日常とは異なった坐禅体験は建学の精神を理解するための大切な研修である。

建学の精神に基づく学校行事として全教職員と全学生とが一堂に会し、三仏忌「降誕会」「成道会」「涅槃会」と「魂まつり」を行っている。5 月に行う「降誕会」とは釈尊の誕生を祝う行事であり、この行事を通して新しい出発にあたり学業の精進を誓うとともに、自分がこの世に生を受けたことの意味を考える機会としている。12 月に行う「成道会」とは釈尊が悟りを得たことを記念する行事で、眼を内に向け人生について省察し、生きる勇気を見出す行事としている。また 2 月の「涅槃会」は釈尊の死を悼む行事として、限りある命と二度とない今日を意義あるものとする生き方を考える行事としている。また 7 月に行う「魂まつり」は一般にお盆といわれる行事で、この一年間に物故された学内関係者の供養を行うものである。この行事は亡き人々との対話を通して、自己の中にうけつがれた命について考える機会としている。

これらの行事は本学の仏教的情操を養う重要な学校行事と位置づけ、平成 27 年度よりクラス顧問が仏教行事委員となり、学生が主体的に係ることを目的として当番学生を配置し、司式にあたっている。これらの仏教行事は教職員と全学生に周知し出席を促すため、事前に学内の掲示板に案内ポスターを表示している。

また、毎年年度初めの教授会において学長より「私の考える足利短期大学の在り方」の所信を述べ、その中でまず初めに建学の精神「以和貴為」と理念「和顔愛語」の意味を解説している。また、平成 25 年度からは月例の教授会の初めに学長が建学の精神と教育理念を読み上げることにより、教員間で共有し確認をしている。

(b)課題

建学の精神は知識ではなく、実践である。日常の学園生活の中に建学の精神が活かされていなければならない。

- ① いろいろな機会を捉え、常に教職員並びに学生にむかって周知を図らねばならない。
- ② 年 4 回の仏教行事は厳粛に執り行われているが、近年は学生の出席率が低下する傾向にある。本学において仏教行事を行うことの意味を周知徹底するとともに、仏教行事の在り方を見直し、改善策を工夫しなければならない。
- ③ 平成 27 年度からクラス顧問が仏教行事委員を担当することとなった。委員としての役割を明確化することが必要である。

[区分]

基準 I -B-1 教育目的・目標が確立している。

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標は学習成果を明確に示している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (4) 学科・専攻課程の教育目的・目標を定期的に点検している。

(a)現状

建学の精神である「以和為貴（和を以て貴しと為す）」と教育理念の実践である「和願愛語」に則って、教育目的を「生命と人権を尊重するとともに、人とあたたかい関わりのもてる人間性豊かな保育者を育成する」としている。教育目標も「1.興味・意欲を喚起する授業と多様な体験の機会を提供し、『感動する心』『創造する心』『実践する力』を育成する。2.幅広い専門的知識・技術を有し、社会的役割を遂行できる保育者を養成する。3.幼稚園教諭免許と保育士資格を取得できるよう指導・教育する。」の 3 項目を掲げ、教育目標・目的とともに建学の精神に基づき明確に示している。

平成 25 年度に学習成果を専門的学習成果 6 項目、汎用的学習成果 5 項目を明確にし、その内容は教育目的・目標に示されている。

教育目的・目標の表明は、学内においてはシラバス・キャンパスガイドに掲載され

ているものを新入生ガイダンス、在学生ガイダンス、基礎演習等の時間を使い、学生に対して具体的な意味・解釈を説明し、周知徹底を図っている。また、保護者にも入学式後に行っている説明会で、内容の説明をしている。視覚でも理解できるように、屋外掲示板、教室、廊下等に掲示して、常に学生の目につくようにしてある。学外に対しては、ホームページ、大学案内に掲載して、進学説明会・オープンキャンパス等においても説明をしている。昨年度の課題であった退学者の減少、資格未取得者の減少はあまり改善されていなかった。

見直しは定期的ではないが、適宜行うようにしている。

(b)課題

- ① 学科の教育目的・目標をきちんと理解させる方策を検討する必要がある。
- ② 学習成果を理解し、その達成を意識させる方策を検討する必要がある。
- ③ 退学者の減少、資格未取得者の減少の方策を検討する必要がある。

基準 I-B-2 学習成果を定めている。

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学科・専攻課程の学習成果を建学の精神に基づき明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づいて明確に示している。
- (3) 学科・専攻課程の学習成果を量的・質的データとして測定する仕組みを持っている。
- (4) 学科・専攻課程の学習成果を学内外に表明している。
- (5) 学科・専攻課程の学習成果を定期的に点検している。

(a)現状

学習成果を専門的学習成果 6 項目と汎用的学習成果 5 項目にしたことで、建学の精神、教育目的・目標に基づいて明確になっていると考える。

量的・質的データとして測定する仕組みは、現在のところ定期試験・平常試験・レポート課題・実技試験・授業態度等で測定し判定を行っている。「授業科目修了の認定に関する規程」の第 5 条により、80 点以上を優、70 点以上を良、60 点以上を可、60 点未満を不可とし、可以上を合格としている。追試験・再試験に関しては、「追試験・再試験に関する規程」により、教務委員会が必要と認めた場合に限り行っている。なお再試験の合格成績は「可」のみとなっている。また、「授業科目修了の認定に関する規程」の第 7 条により、出席日数が学則に定められた授業回数の 3 分の 2 に満たない場合は、受験資格および単位を与えないことになっている。今年度より、GPA 制度を導入して、総合評価を開始した。

シラバス・キャンパスガイドに掲載し、学生に説明をしている。シラバスには、各科目の授業内容・方法、授業の到達目標、評価方法・基準を明記するとともに、準備学習等を示すことによって、学生が学習成果を達成しやすいようにしてある。また、2

年生での総合表現Ⅰ・Ⅱの学習の成果発表として、年末に足利市民プラザにおいて表現活動発表会「ラ・ネッサンス」を行っている。内容は音楽表現（器楽・クワイアチャイム演奏）、造形表現（作品展示）、身体表現（創作ダンス、リズム体操）であり、ステージ発表とロビー展示になっている。「ラ・ネッサンス」と名称を変更してから、今年度で21回目を迎えた。当日は、保護者、家族、卒業生、一般市民、就職内定先の園長（施設長）、来年度入学生などが来場し、非常に高い評価を得ている。1年生も全員が合唱の発表者として、ステージに立っている。

アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーはホームページに掲載され、学外に公表しているが、学習成果についてはまだ公開はしていない。大学案内には3つの方針と学習成果が掲載され高校生を含め、外部の方にも公表されている。

学科としての大きな取り組みは、カリキュラム検討委員会が設置され、カリキュラムマップの作成やシラバスの調整など多種にわたっての検討が進められているが、まだまだ十分にできているとはいえない。授業としての点検は、教科間や教員間、各教員においてシラバス作成時に見直しや点検が行われ改善がされている。

(b)課題

- ① 学習成果の達成がより具体的に分かる方策を検討する必要がある。
- ② 学習成果の評価をどのように行うのかを引き続き検討する必要がある。

基準Ⅰ-B-3 教育の質を保証している。

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを適宜確認し、法令順守に努めている。
- (2) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (3) 教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを有している。

(a)現状

教務委員会が教務事務職員とも連携を密に取り、短期大学設置基準協会等の関係法令の変更などを適宜確認し、検討したものが学科に議題としてあげられ、教授会の審議事項として決定し、法令順守に努めている。また、不明な点についても、担当機関に確認しながら進められている。

学生への直接的な成績評価は、定期試験・平常試験・レポート課題・実技試験・授業態度等で測定し判定を行っている。今年度より、GPA制度が導入されたことにより総合評価が行われた。また、学習成果の獲得に繋がる評価の方法として、全学生に対する「授業についてのアンケート」（前・後期全教科各1回、専任・非常勤ともに必ず実施）や「卒業年次生アンケート」「卒業生アンケート」を実施している。今年度も、「卒業生アンケート」の回収率を上げるために、卒業生一人ひとりの氏名を学科長直筆で書いたものを同封して送った。

学生の「授業についてのアンケート」結果を基にして報告書を提出し、結果の概要や今後の改善目標等を記述するようになっていて、自己点検・評価委員会が管理している。また、FD研修も毎年実施され、その研修内容を各教員が真摯に受け止め、教育の向上・充実のための取り組みが行われている。今年度のFD研修は、日本体育大学児童スポーツ学部准教授の齋藤崇氏を再度講師としてお迎えし「授業改善の取り組みについて」と題して行われた。

(b)課題

- ① 卒業生アンケートの回収率を上げる方策を検討する必要がある。
- ② 授業参観の方法を更に検討し、教育の向上・充実に繋がるよう方策を検討する必要がある。

[区分]

基準 I -C-1 自己点検・評価活動等の実施体制が確立し、向上・充実に向けて努力している。

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 自己点検・評価のための規程および組織を整備している。
- (2) 日常的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価の成果を活用している。

(a)現状

自己点検評価は、自己点検・評価委員会を中心に「自己点検・評価委員会内規」に基づいて運営されている。内規には「委員会は足利短期大学全学科の校務に係る総括的な事項についての自己点検・評価を行い『自己点検・評価報告書』を発行するとともに改革・改善を推進する」とある。委員長（学長）、こども学科長、事務長、ALOの4名で組織されている。

自己点検・評価委員会は毎月1回の定例の委員会、および必要に応じて臨時の委員会を開いて自己点検・評価について検討し実施している。運営機構各委員会の活動に対し、PDCAサイクルに基づき自己点検評価の報告依頼とその報告を受け、課題と改善個所の指摘を行っている。FD活動として、FD研修会の開催、公開授業の開催、授業アンケートの実施、卒業年次生アンケートの実施、卒業生アンケートの実施等を行っている。

学習成果や授業改善等のために、年に一度外部講師を招いてFD教員研修会を開催している。平成26年度は、こども学科は日本体育大学の齋藤崇氏を講師に招き、「授業改善の取り組みについて」のテーマのもとに行った。

公開授業は平成20年度「研究授業」という名称で始まった。その主旨は、あくまでも自己の授業技術・内容の向上のためであった。当初は公開を強制することなく教員

各自の自発的な申し出を受けることにしていた。しかし、他の教員の授業参観には少なからず抵抗があり、平成 22 年度からは研究授業を公開授業と名称を改め、授業後の検討会も開放的な雰囲気となるように工夫をするなど、授業実施者と参観者が共に共感しあえるように改善をした。平成 23 年度は前期には 2 名の申し出があり実施したが、後期は申し出がなかったため行なうことができなかった。平成 24 年は、前期後期とも申し出がなく、実施できなかった。このことにより、平成 25 年度は公開授業の在り方を見直し、1 週間の公開期間を設け全専任教員の授業を公開することとした。その結果 4 科目、7 人の参観者であった。平成 26 年度は公開期間を見直し、2 週間とした。平成 27 年度は公開期間を見直し 3 週間とした。

学生による授業アンケートは、平成 14 年度からこども学科で実施してきた。平成 16 年度に看護学科・専攻科福祉専攻が加わった。各教員が集計結果を基に報告書を作成し、各学科会議で報告するとともに意見交換をし、授業改善に活かしてきた。平成 22 年度からは、学生が忌憚なく意見を記入できるように実施の方法と用紙の回収方法を改善した。集計については、平成 23 年度からは外部業者に依頼するとともに、報告書は図書館で保管し閲覧希望者には教員学生を問わず公開することにした。平成 27 年度も規定通りに実施された。

本学での学習成果を確認するため、「卒業年次生を対象とした足利短期大学教育等に関するアンケート調査」を行っている。平成 27 年度も実施され、その集計結果は各学科の学科会議で検討され、その後の授業改善等に活用されている。

平成 18 年度の『自己点検・評価報告書』により、平成 19 年に短期大学基準協会の第三者評価を受け適格と認定されたが、それ以降 19 年度・20 年度・21 年度については各委員会自己点検・評価を行った上、自己点検・評価委員会に現状と課題をまとめて提出することになっていた。自己点検・評価委員会では各委員会ごとに改善点をまとめ、教授会で報告し、次年度の改善を求めてきた。したがって報告書としては、発行しておらず公表もしていなかった。

短期大学基準協会では、平成 22 年度に第三者評価の 1 クールが終了したため評価内容の見直しがなされ、新基準が示された。本学では平成 23 年度、新基準により『足利短期大学の現状と課題—平成 22 年度自己点検・評価報告書—』を発行したが法人内の配布にとどまっている。作成にあたっては、ALO を中心に実施した。平成 23 年度は報告書を作成しなかったため、各委員会に現状と課題の報告を求め、自己点検・評価委員会では報告に基づき改善箇所を指摘し、各委員会に対応を依頼した。平成 24 年度は、PDCA に則った報告書を作成し発行した。平成 25 年度は第三者評価による機関別評価を受けるべく報告書を発行し、平成 26 年度末の 3 月に「適格」の認証を得た。なお、「3 つの意見」の「特に優れた試みと評価できる事項」では、建学の精神・教育理念が学内で共有され教育に活かされていること、表現活動発表会「ラ・ネッサンス」では学習の成果を学外に向けて公表していること、また少人数制のグループミーティングで細やかな教育が成されていることなどが高く評価された。

平成 22 年度は全学をあげて自己点検・評価の意味を理解するため、教授会で全専任教員に自己点検・評価報告書マニュアルを配布した。平成 24 年度報告書については、自己点検評価による改善は全教職員に関わることであり、各委員会で見直しと課題につ

いて話し合った結果を報告してほしい旨依頼をした。

自己点検・評価委員会は各委員会に毎年度ごとに PDCA サイクルにのっとり現状と課題の提出を求めている。自己点検・評価各委員会は提出された報告を精査し、次年度の改善策として指摘している。各委員会では自己点検評価委員会の指摘のもとに次年度の活動に取り上げられ改善の方策の参考としている。

(b)課題

大学の全入学時代を迎え、学生の多様化が指摘されている今日、大学全般にわたる総括的な改革・改善は不可欠である。

- ① 総括的な見直しについては、教員によってその認識に温度差がある。全教員が共通の認識のもとに展開をはかる必要がある。
- ② 教員は授業以外の雑多な業務に追われている。教員の職務の分担の見直しが課題とされる。
- ③ 平成 26 年度の FD 活動では、日本大学の齋藤崇氏を招き研修を受けることができた。学生に理解しやすい授業の工夫などまだまだ教員間で理解に差異があり、共有化を図りたい。
- ④ 公開授業は自己の授業技術の向上などを目指すために行うものである。参観させてもらった授業をいかに自分の授業に取り入れるかが課題である。
- ⑤ 学生による授業アンケートは、学生の率直なその授業に対する意見を聞くことのできる唯一の方策である。全教員がアンケートの主旨を理解し、学生の意見を真摯に受け止め、多様化する学生に有効な授業の工夫を考えなければならない。
- ⑥ 卒業年次生アンケートは、本学在学の集大成の学校・学科に対する評価である。本学に入学し、それぞれの専門的知識・技術を修得し、本学で学生生活を過ごして良かったと評価されるような学校づくりをしなければならない。集計の数値は、まず各教職員が、また各委員会が自己点検・評価の重要な参考資料とし、真摯に受け止め、改善に当たらなければならない。

◇ 基準 I についての特記事項

(1) 以上の基準以外に建学の精神と教育の効果について努力している事項。

特記事項はなし

(2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。

特記事項はなし

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

(a)自己点検・評価の要約

平成 24 年度に学位授与と学習成果の対応について見直しを行い、学位授与の方針は学習成果に対応している。卒業要件、成績評価基準、資格取得基準についてはキャンパスガイドに明記しており、新入生ガイダンス、在学生ガイダンス等の機会ごとに、説明と確認を行っている。

本学の教育理念から教育課程編成・実施の方針が決められ、教育課程を編成している。2年間の履修によって、幼稚園教諭 2 種免許と保育士資格などを取得できるよう、理論と実践の統合を図るものとなっている。成績評価はシラバスに記載された評価の方法・基準に則り厳正に行われている。その他成績評価に付帯する各種規程や申し合わせ事項についても明示し学生に説明の上周知徹底している。教員は適宜、学生の学習成果を把握するよう努めている。シラバスについては、毎年記載方法の見直しを行い、教務が中心となり、原稿依頼を行っている。

入学者受け入れの方針は学生募集要項および、大学案内において明確にしている。今年度は入学した学生の約 67%がその方針を認識しており、昨年より 35%増加した。入学前の学習成果の把握については、学習面や将来保育者になる人材の資質として具体的に把握できるよう引き続き努力をしている。多様な選抜方法についても、入学者受け入れの方針に対応するようまた、公正かつ正確に実施している。入学手続者については「入学のしおり」の送付、4 回の入学前教育、入学式後の学科ガイダンスにおいて授業、学生生活についての情報提供を行っている。

教育課程の学習成果については、具体性があるといえる。また、免許資格取得率等から、学習成果が得られているといえる。平成 23 年度から今年度までの免許資格取得率の推移の確認を行ったが、分析については今後の課題である。学習成果の測定について、成績評価では客観的測定ができているが、量的・質的に測定する具体的な方法は継続的に検討しているところである。平成 26 年度より組織されたカリキュラム検討会では、今年度も引き続き視覚的に理解しやすく 2 年間の学びがどのように深まっていくかを学生自身が把握できるカリキュラムマップの検討を行っている。

学生の卒業後評価については「足利短期大学こども学科卒業生に関するアンケート」として実施した。その結果を次年度の学生指導に結びつけていく予定である。

事務組織体制は、学務と総務とに区分され、各委員会に所属し事務運営にあたっている。事務職員は SD 研修会に参加し事務職員の資質と業務改善能力を向上させ、学習成果に貢献している。

教員は「学生による授業アンケート」を全科目において定期的に受け、集計結果による報告書を作成し結果を確認している。また、今年度は昨年度に引き続き「授業改善への取り組み」をテーマに FD 研修を行い、授業改善に向けて取り組んだ。

学習成果の獲得に向けてキャンパスガイドやシラバスは毎年度見直しを行い、それを用いガイダンスを行っている。基礎学力不足の学生についての指導は、科目によっては行っているが、組織的には実施されていない。学習支援、生活サポート体制としては、グループ制をとっており、入学から卒業までを総合的にサポートしている。

学生指導全般の指導や行事、学生自治の支援、日本学生支援機構の奨学金貸与に関する適格認定、美化活動を通し学習成果獲得に向け学生生活の支援を行っている。

(b)自己点検・評価に基づく行動計画

学生の教育環境を整えると共に、あらゆる機会を捉え教職員一丸となり入学者の定員を確保する。

1. カリキュラムの検討、カリキュラムマップの作成を継続し進める
2. 入学者増を図る
教員による高校訪問
進学ガイダンス
ホームページを通して入学者受け入れの方針を受験生に周知する
3. 各科目での成績評価基準の明確化とその評価の厳格化を進める
4. アンケートにより実態調査を行い、見直しを図る
スポーツフェスタ・大学祭等
駐車場・駐輪場
生協・学生食堂
学生相談室カウンセラーの人選

[区分]

基準Ⅱ-A-1 学位授与の方針を明確に示している。

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学科・専攻課程の学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
- (2) 学科・専攻課程の学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (3) 学科・専攻課程の学位授与の方針を学則に規定している。
- (4) 学科・専攻課程の学位授与の方針を学内外に表明している。
- (5) 学科・専攻課程の学位授与の方針は、社会的（国際的）に通用性がある。
- (6) 学科・専攻課程の学位授与の方針を定期的に点検している。

(a)現状

学位授与の方針および学習成果は以下の通りである。

【学位授与の方針】

1. 保育に関する専門的知識と技術を習得し、実践の場で活用・応用できる力を身につける
2. 保育職の社会的役割について認識し、使命感をもって保育に専心しようとする職業観をもつ
3. 「子どもから学ぶ」を基本姿勢とし、専門を越えて幅広く学び自省的にものごとを捉えることができる
4. 多様な人々と交流することに努め、協働的關係を築くことができる

5. 豊かな感性と教養を身につけ、創造的に問題解決に当たることができる

【学習成果】

社会人・職業人として求められる汎用的学習成果

1. 幅広い情報を収集し、探究心を持って学び続けることができる
2. 年齢、性別、国籍、障害の有無を越えて、多様な人々と進んで交流する姿勢を持つ
3. 様々なコミュニケーションを獲得し、それを駆使して協働的關係を築くことができる
4. 感性豊かにものごとを捉え、ことばをはじめ多様な方法によって表現することができる
5. 多面的に物事を捉え、臨機応変に対応し、問題解決をはかることができる

現場に即応できる保育者に求められる専門的学習成果

1. 保育に関する専門的知識を理解し、具体的に説明することができる
2. 身につけた知識や技術を実践の場で活用・応用することができる
3. 保育職の社会的役割と使命について自覚している
4. 主体性をもって保育に取り組むことができる
5. 「こどもから学ぶ」という視点をもって、保育を実践することができる
6. 自らの保育実践を振り返り、評価し改善することができる

こども学科の学位授与の方針は上記のように定められており、それぞれの学習成果に対応している。そして所定の単位を修得し卒業要件を満たした学生に短期大学士の学位が授与される旨キャンパスガイドに明記している。キャンパスガイドは、学生が携行・閲覧しやすいよう大きさを B5 から A5 に変更し、リングファイル形式へと見直しを行った。

卒業の要件については、シラバス、キャンパスガイド(足利短期大学学則第 3 章「授業科目・履修方法および卒業の要件」、「足利短期大学こども学科履修規程」)に、成績評価基準においてもキャンパスガイド(学則第 3 章 19 条・20 条・21 条)に明記され、幼稚園教諭 2 種免許状と保育士の資格取得の基準に関してはキャンパスガイド(学則第 3 章 14 条・15 条)に明記している。また、学位授与の方針は、足利短期大学学位規程に記されており、学則第 22 条に規定している。

学位授与の方針は毎年度発行されるキャンパスガイドやシラバスに明記し、新入生ガイダンスや在学生ガイダンスでは学科長による学生への説明と確認を行っている。また、オープンキャンパスにおいて参加者を対象に、学科の教育目的・目標、学習成果を説明し理解を得るよう努力している。上記の説明事項については、ホームページ上にも載せ学外に表明している。平成 25 年度報告書で課題となった全教員が普段の学生生活や授業内において学位授与の方針を明示していくことについては、昨年度から継続して努力を行っている。

本学科の学位授与方針では「2. 保育職の社会的役割について認識し(以下略)」としており特に「保育者論」「保育教職実践演習」等の科目で、「4. 多様な人々と交流することに努め(以下略)」では「実習体験学習」「教育実習」「保育実習」等の科目において

社会的役割について学んでいることから、社会的(国際的)に通用する内容が示されているといえる。以上のことは、引き続き見直しを行っている。

(b) 課題

学習成果に対応した学位授与の方針についての課題は以下の通りである。

- ① 学習成果に対応した学位授与の方針をどれだけの学生が在学時の目標としているかについて把握する必要がある
- ② 普段の学生生活や授業内において、全教員が学位授与の方針を明示するための方法を検討する必要がある
- ③ 質の高い教育と充実した授業内容を検討するため、学位授与の方針と学習成果との対応、それに伴う成績評価基準に関してのさらなる見直しを行う必要がある

基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針を明確に示している。

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学科・専攻課程の教育課程は、学位授与の方針に対応している。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程を体系的に編成している。
 - ① 学習成果に対応した、分かりやすい授業科目を編成している。
 - ② 成績評価は教育の質保証に向けて厳格に適用している。
 - ③ シラバスに必要な項目(達成目標・到達目標、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等)が明示されている。
 - ④ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業(添削等による指導を含む。)、放送授業(添削等による指導を含む。)、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施方法を適切に行っている。
- (3) 学科・専攻課程の教育課程は、教員の資格・業績を基にした教員配置となっている。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。

(a)現状

こども学科教育課程は以下の教育課程編成・実施の方針を基に編成されており、学位授与の方針に対応している。

【教育課程編成・実施の方針】

- ① 仏教的精神について学び、保育に応用するための科目を開設する
- ② 保育者としての実践力を高めるために、保育技術に関する科目を多く配列する
- ③ 短期大学教育への円滑な導入を図るために、初年次教育科目を開設する
- ④ こどもや保育に対する発展的理解を図るために、1年次においては保育に関する

る基礎的理論や技術を学習する科目を設け、2年次にはより専門的・応用的な科目を開設する

- ⑤ 教育・保育実習の充実を図るために、実習カリキュラムを段階的に組み立てるとともに、年間を通して実習指導科目を設ける
- ⑥ 2年後期を短大での学びの仕上げ時期と捉え、保育に関する知識や技術の定着を図るとともに、表現力や協働性を確かなものにするための演習科目を開設する

こども学科のカリキュラムは、社会人としての教養を涵養するための「一般教育科目」と、保育者としての専門性を養うための「専門科目」から構成され、2年間の履修によって、幼稚園教諭2種免許や保育士資格などを取得できるように編成されている。また、理論と実践の統合を図るために、講義科目においては、一方的な説明・解説に終始するのではなく、演習や実技を取り入れ双方向型の授業を行う、保育技術科目においては、単に技術習得を目指すのではなく、技術・技能が保育実践を構成するものとして理論的位置づけや解説を行うとしている。それらを達成するため授業は講義・演習・実技の形態で行われ、理解しやすい授業科目を編成している。

成績評価は、シラバスに記載された評価の方法基準に則り行われている。方法・基準は「平常試験」「定期試験」「レポート課題」「実技」「授業態度」が主な評価事項で、どの項目に重点を置くかは各科目担当教員に委ねられている。教員は初回授業開始時にシラバスをもとに成績評価の在り方について具体的に学生に説明し、教育の質を保証するため各担当教員によって厳正な成績評価が行われている。また成績評価に付帯するものとして、キャンパスガイドに「授業科目修了の認定に関する規程」「授業回数および欠席の取り扱いについて（申し合わせ事項）」を明示し出席管理を厳格化している。さらに「追試験に関する規程」「再試験に関する規程」、「試験に関する注意事項」を明示するとともに、時間を設け教務担当が学生に説明し、周知徹底している。複数教員で担当する科目の成績評価においても、担当教員で評価内容を作成して基準を明確化し、成績評価を行っている。今年度は、GPA制度を導入して成績評価を行った。

科目を担当する教員は、シラバスに「開講学年・時期」「授業科目名」「授業形態」「単位数」「資格」「評価方法・基準」「教科書」「授業計画(回数、内容)」「準備学習」等を明示し、「授業概要」では、「授業の内容・方法」や「到達目標」がわかりやすくまとめられている。また、「担当者からのメッセージ」を設け、学生の学習意欲につながるよう記載内容を工夫している。今年度は昨年度に引き続き、学習成果を踏まえた到達目標や準備学習について明確になるようシラバスの原稿依頼を行った。

教員の採用、昇格は「足利短期大学教員選考基準」により適切に行われている。

教員の科目担当は教員の業績(採用時の履歴書・研究業績・資格・社会的活動等)をもとにして配置を行うようにしており、これについては毎年度定期的見直しを行っている。

また、時代や社会の変化と共に入学する学生も年々変化している。保育者養成校として、基礎的学力や人間関係能力等が求められている中、教育課程を見直し工夫する必要があることから、平成26年9月にカリキュラム検討会を立ち上げ平成26年度は6回、今年度は3回実施し、検討を重ねている。

(b)課題

教育課程編成・実施の方針についての課題は以下の通りである。

- ① 教育課程編成について、学習成果と授業科目はどのように関連しているのかを全学生が理解できるよう視覚的工夫を行う必要がある
- ② 教育の質を保証しその評価を厳格化していくため、授業の形態等の違いを越えて授業内容及び成績評価の方法について教員間で確認する必要がある
- ③ 学生がシラバスの内容を理解し、目標を継続的に意識しながら学習に取り組み、学習成果に繋がるよう、継続的に提示し説明することが必要である

基準Ⅱ-A-3 入学者受け入れの方針を明確に示している。

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 各学科・専攻課程の学習成果に対応する入学者受け入れの方針を示している。
- (2) 入学者受け入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (3) 入学者選抜の方法（推薦、一般、AO 選抜等）は、入学者受け入れの方針に対応している。

(a)現状

学生募集要項と大学案内に「本学の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）」として、受験生に対して明確に示している。しかし、入学した学生が充分認識しているとはいえない現状である。しかし、今年度の調査では約 67%の入学生が認識しており、認識度は昨年より約 35%増加している。

幼稚園、保育所などの施設におけるボランティア体験を積極的に行い、幼児教育・保育についての関心・興味を持つことにより、保育者になることの動機付けが明確化するのではないかと考えている。従って高校時代の実習、実習体験、ボランティア等への積極的な参加を評価している。また、高校生活におけるクラブ活動、課外活動への積極的な取り組みも人間関係構築と捉え、把握をするようにしている。入学前の学習成果の把握・評価について、将来保育者となる人材の資質として、具体的に把握できる部分がある。推薦入試では、高等学校における評定平均値を出願条件としているため、学習面での把握・評価を行っているが、さらに入学前の学習成果の具体的評価設定が必要である。

入学者選抜に関しては、推薦入試（指定校推薦入試・公募推薦入試）、内部特別選抜入試、一般入試、社会人入試、AO 入試を行っている。こども学科の推薦入試選抜方法は調査書と面接である。入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）の内容に沿って調査書内容の点数化をするとともに、面接でもその内容を確認している。一般入試選抜方法は国語の学力試験を行うが、その他個人面接を行い、調査書とともに参考にしている。社会人入試は面接のみ。前期 AO 入試は面接日 8 回、入試 3 回、後

期 AO 入試については 6 回を計画した。前期はエントリー方式で、2 名の面接員が面接を行う過程で十分な意思疎通を図り、出願をする選抜方法を行っている。後期は AO 入試相談票と面接による点数化した入試である。いずれの入試においても入学者受け入れの方針に対応するよう、関連した質問を行っている。

(b)課題

- ① オープンキャンパスやキャンパスフリー見学会などの機会をとおして、入学者受け入れ方針を、受験生に周知するとともにホームページにも掲載する。
- ② 継続して入学生へのアンケートを行い、「本学の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）」認識の実態を掌握する。
- ③ 本学の入学者受入方針において、求める学生像だけではなく高等学校で学習すべき科目や取得しておくことが望ましい資格を明らかにしていくことが必要である。
- ④ 今年度は昨年 of 課題を踏まえて面接採点用紙の観点、方法を改善したが、さらに面接員によって質問方法にばらつきがないよう継続して対応していく。

基準Ⅱ-A-4 学習成果の査定（アセスメント）は明確である。

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果に具体性がある。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果は達成可能である。
- (3) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果に実際的な価値がある。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果は測定可能である。

(a)現状

本学科の教育課程の学習成果はすべて、「～説明することができる」、「～活用することができる」、「～持つことができる」、「～続けることができる」、「～改善することができる」、「～表現することができる」というわかりやすい言葉で表わされており、具体性があるといえる。

また学習成果に基づき各科目の到達目標がシラバスに明示されている。各教員はシラバスにそれぞれ担当する教科目ごとに授業の目的・内容・到達目標を具体的に示し表記するとともに、担当者からのメッセージを掲載することにより、学生の学習意欲にも繋がるよう工夫している。また、準備学習等を記載することによって、その授業の到達目標を達成可能・獲得可能なものにできるよう配慮している。

さらに、シラバスには授業の評価方法・基準も明確に示し、学生が理解しやすいよう配慮している。明記の内容は、平常試験・定期試験・レポート課題・実技テスト・作品提出・授業態度等で、科目担当教員がそれぞれ設定し、その評価方法の割合を示している。2年間で幼稚園教諭免許・保育士資格と二種類の資格を取得できるよう無理のない編成となっている。

平成 23 年度から 27 年度の免許資格取得率は以下の通りである。(資料)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
両 免 取 得	80.0%	71.4%	81.4%	74.6%	73.9%
幼稚園教諭 2 種免許取得	80.0%	89.8%	90.0%	89.8%	84.2%
保育士資格取得	94.2%	73.4%	84.2%	77.2%	80.7%
卒 業 者	35 名	49 名	70 名	79 名	57 名

資格取得を目指す学生の約 76.2% (平成 23 年度から 27 年度の平均) が二つの資格を取得し卒業していることから学習成果は達成可能・獲得可能であるといえる。しかし、学びの途中で両資格取得を断念してしまう学生も増加傾向にあり、卒業時の両資格取得者は以前より減少している傾向にあるのが現状である。このような現状を踏まえ、月に 1 回開かれる学科会議において学生の出席状況や学びの様子等を確認し合っている。また、非常勤教員との連携が必要な科目については、定期的に学生の意欲や状態について確認し合い、学生の単位未取得を未然に防ぐように努力している。

平成 24 年度から明確にしてきている学習成果は、現場に即応できる保育者に求められる専門的学習成果となっている。専門的な知識、技術の理解、それを実践の場で応用できるなどの内容を含み、学生の専門職としての就職率は教育課程の学習成果に実質的な価値があるものとなっている。

平成 23 年度から 27 年度の就職希望者の専門職への就職率は以下の通りである。(資料)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
幼稚園	23.5%	39.4%	30.6%	37.5%	22.6%
保育所	56.8%	36.8%	50.0%	43.7%	45.3%
認定こども園					9.4%
施設	15.6%	15.7%	14.5%	9.3%	11.3%
一般	1.9%	5.2%	4.6%	7.8%	9.4%
未定者	1.9%	2.6%	0%	1.5%	1.9%

専門職就職率	95.9%	91.9%	95.1%	90.5%	88.6%
--------	-------	-------	-------	-------	-------

学習成果をもとに、各授業内容の見直しや到達目標の再検討を行い、各教科における学習成果の査定を進めている。学習成果は測定可能であるような内容を考えてきたものである。各教科、テストやレポート等をそれぞれの学習過程で行い、客観的データを用い測定をするなど方法を工夫している。平成 25 年度報告書において改善点として挙げられた、各教科内にとどまらず、教科間との関連や教育課程における学習成果を量的・質的に測定する具体的な方法については、まだ進んでいない。平成 26 年度より組織されたカリキュラム検討会では、今年度も引き続き視覚的に理解しやすく 2 年間の学びがどのように深まっていくかを学生自身が把握できるようなカリキュラムマップの検討を行っている。

(b)課題

学習成果の査定に関する課題は以下の通りである。

- ① 保育者としての資格取得の養成校として教育の質を守りつつ、入学してくる学生の変化を踏まえた教育課程における学習成果の見直し及び授業改善をしていく必要がある
- ② 学習成果を組織的に測定するため、学生が獲得すべき知識・技術・態度の観点から学習成果の修得の程度を客観的に評価する具体的指標を検討する必要がある

基準Ⅱ-A-5 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

(a)現状

昨年度から就職先からの評価を「足利短期大学こども学科卒業生に関するアンケート」として実施をした。結果を次年度の学生指導に結びつけていく予定である。

(b)課題

- ① 聴取した結果をどのように学習成果の点検に活かすか、また学生指導の方策の検討をする必要がある。

[区分]

基準Ⅱ-B-1 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 教員は、学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 教員は、学位授与の方針に対応した成績評価基準により学習成果を評価している。
 - ② 教員は、学習成果の状況を適切に把握している。
 - ③ 教員は、学生による授業評価を定期的に受けている。
 - ④ 教員は、学生による授業評価の結果を認識している。
 - ⑤ 教員は、学生による授業評価の結果を授業改善のために活用している。
 - ⑥ 教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑦ 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
 - ⑧ 教員は、学科・専攻課程の教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑨ 教員は、学生に対して履修および卒業に至る指導ができる。

- (2) 事務職員は、学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
- ① 事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識している。
 - ② 事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果に貢献している。
 - ③ 事務職員は、所属部署の職務を通じて学科・専攻課程の教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ④ 事務職員は、SD 活動を通じて学生支援の職務を充実させている。
 - ⑤ 事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修および卒業に至る支援ができる。
- (3) 教職員は、学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて施設設備および技術的資源を有効に活用している。
- ① 図書館・学習資源センター等の専門事務職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、学生の図書館・学習資源センター等の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や学校運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN およびコンピュータの利用を促進している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程および学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

(a)現状

「足利短期大学学位規程」に記されている短期大学士の学位授与方針と教育理念、教育目標等に対応したカリキュラムが編成されており、各科目担当教員は「授業科目修了の認定に関する規程」に則り成績評価を行っている。成績評価の方法・基準は、「平常試験」「定期試験」「レポート」「実技」「授業態度」等で、これらの項目への比重は各科目担当教員に委ねられ、授業の形態（講義・演習・実技）によっても異なっている。この評価方法はシラバスやキャンパスガイドに明記して学生に周知し、教員は適宜、学生の学習成果状況を把握するよう努めている。

専任教員と非常勤教員が連携して授業を展開していく科目が数科目あり、例えば「音楽表現技術Ⅰ」は、専任教員 1 名、非常勤教員 6 名で担当する科目である。この科目では毎週授業開始前約 30 分間に、打ち合わせを行っている。さらに年度末には音楽担当教員だけの打ち合わせ会（今年度は、平成 28 年 2 月 16 日）を実施し、意思の疎通を図り、有意義な時間となっている。このように専任と非常勤が共担する科目においては、次年度授業の計画、今年度授業の反省・評価、次回への改善などを検討する時間がそれぞれに十分とられ、情報の共有や協力・調整を常に図っている。また、専任教員で共担している多くの科目についても、授業前に毎回打合せする時間を設け、授業内容事前準備の確認を行い、意思の疎通や協力・調整を図っている。

しかしながら、担当外教科においては、どのような授業内容が展開されているのか、どの時期に課題が多く出され、学生の学習時間はどの時期に偏っているのか等につい

て把握できておらず、十分な調整が行われているとはいえないのが現状である。授業内容の意思疎通については、年度末に一度、専任教員・非常勤教員が一堂に集まり「教員打ち合わせ会」を開催している。各教員間で学生の状況や教育方法、授業内容等の情報共有を行い、調整が図られている。学生の学びをよりよいものにするため、専任教員・非常勤教員間の情報共有は重要であり、常に見直しを行い継続している。

教員として、年に一度行われる FD 活動を通して、自らの授業・教育に関するあり方を振り返り、質の向上を目指している。この活動を通し、教員は授業・教育の在り方や教授方法について考え、よりよいものへと改善する努力をしている。平成 23 年度～平成 24 年度 FD 活動は、学習成果、学習成果の評価・測定に関する内容で、これらの内容をもとに各学科において専任教員による学習成果やシラバス内容の改善等の話し合いが行われた。平成 25 年度の FD 活動では、「保育士養成プログラムにおける質保証の向上」、平成 26 年度は「授業改善への取り組み」、平成 27 年度は「」である。学習成果に関しては、学生は何がどのくらいできるようになったのかという指標としての機能を全体で共有している段階で、その達成状況を共通した指標をもって評価していない状態であったのが、研修を受け、カリキュラム検討委員会を立ち上げ、質保証のためのカリキュラムの検討やカリキュラムマップ等の作成に向け動き出した。学習成果の達成状況の把握・評価についての具体的な前進が見られている。

履修および卒業に至る指導については、新入生ガイダンス(2日間)や在学生ガイダンス(1日)を実施し、履修手続きの方法、卒業や資格取得に必要な単位数等を細かく指導している。その他にも定期試験ガイダンスを実施している。また、本学科では学生をグループに分け担当教員を 1 名配属し、学生一人ひとりの履修状況を把握、状況により随時個人指導を行っている。また、成績の発表と共に単位を修得できなかった学生を全教員が把握し、保護者を含めて履修および卒業までの助言等を行っている。このことから、全教員は履修に関する項目だけではなく、学生や保護者の対応を含めた助言や指導を行うことができ、卒業に至るまで手厚く指導している。

附属図書館の運営体制は、従来どおり、司書 2 名および図書委員会(図書館長、司書、こども学科教員および看護学科教員から各 1 名の計 5 名)で構成されている。図書委員会はその下部機関として学生図書委員会(こども学科学生 4 名、看護学科学生 1 名。計 5 名)を擁し、一般学生の図書館への購入希望図書および要望等を吸い上げている。司書は通常の図書の購入、貸出、登録等のルーティン業務の他、図書委員会および各学科との連絡調整を行い、特に教員および学科の予算消化状況等を把握する。卒業時アンケートに基づき、開館閉館時間の延長、貸出可能冊数の増加、貸出期間の延長および夏季冬季休業中開館日の増加等、特に看護学科の国家試験に臨む学生の便宜に供している。2F の閲覧室は、新聞等の閲覧という目的の他、学生の実事上の学習室になっていて、看護師国家試験の受験勉強のために、この部屋がよく利用されている。

両学科の教員は、自己の専門分野に関する図書は本人申請通りで購入できるが、その他後援会からの両学科への予算の中から、学科の協議を経て、個人の研究費を超える高額な図書又は DVD 等の購入も可能である。それらの教材等は、教員の研究のみならず、特に DVD は授業に役立てられ、学生の授業の理解を促進する。勿論、両学科の教員は、自己の授業に関連する図書、絵本等を学生に推薦し、学生の図書館利用を促

してはいるが、特に国家試験のないこども学科学生の図書館利用は、入館閲覧および帯出図書数の両面において、看護学科学生のそれに比し、低調である。

短大看護学科は、本年度末の28年3月で終了し、4大看護学部へと移行する。したがって、短大附属図書館は、元に戻って、こども学科単科のためだけとなり、図書館利用率その他が懸念される。今後は、充実した授業の観点からも一層の図書館利用を講じなければならない。

(b)課題

- ① カリキュラムの検討やカリキュラムマップ等の作成等から、学習成果の達成状況の把握についてより具体的な指標を構築する
- ② カリキュラム・教育プログラム、評価方法を定期的に検討し、改善していく。
- ③ 卒業年次生を対象とした「足利短期大学の教育等に関するアンケート調査」結果をもとに学科全体の教育体制の課題点を検討し、改善していく。
- ④ 学生の意欲的学習につながる授業内容、方法の検討をし、習得の程度を客観的に評価するための指標の検討、研究をしていく必要がある。

基準Ⅱ-B-2 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (3) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (4) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (5) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (6) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、進度の早い学生や優秀学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (7) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、留学生の受け入れおよび留学生の派遣（長期・短期）を行っている。

(a)現状

学習成果の獲得に向け、内容の具体的説明や教務全般、履修手続き方法(科目選択等)、学習方法等、新入生ガイダンスや在学生ガイダンスにおいて教務担当教員・職員が資料(キャンパスガイド、シラバス、時間割、学事日程等)を配布しながらわかりやすい説

明を行っている。また、1年次に開講される授業において、2年間で2つの資格取得を目指すための履修方法やシラバスの読み方等についてさらに説明を行い、学びの見通しや学びに対する姿勢を確認している。多くの学生は卒業と共に幼稚園教諭2種免許と保育士資格、社会福祉主事任用資格を得ており、学科としても両資格の取得を推奨している。しかしながら、学びの内容に難しさを感じ途中で意欲が低下する学生が増え、進路変更に伴い、卒業のみを目的とする学生がやや増加しているのが現状である。学習成果の獲得に向け、毎年度キャンパスガイドやシラバスの見直しを行い、発行している。今年度はキャンパスガイドについて大きく見直し、改善を行った。学生が常に携行し活用することを考え、サイズの変更（B5からA5）内容の充実を図った。また、シラバスについてはさらに学生にわかりやすく具体的な文章表現となるよう、各教員に執筆についての依頼をした。

科目名「音楽表現技術Ⅰ」においては、ガイダンス時に基礎調査を行い、個人の技術レベルを確認・把握し、入学後のクラス分け等授業に反映させている。また、1年次より実習が開始されるため、実習に関連する科目においては、実習に行くまでに必要な知識や学力（日誌記入上の漢字、文章表現力等）の不足している学生を把握し、随時個別指導を行っている。学科会議では、学生の欠席状況を常に確認し、期末には単位未修得となった学生名とその科目数の確認を行っている。しかし、いずれも科目や個人レベルであり、組織的に学びの経過としてどの学生がどのような基礎学力不足であるかまた、どの科目で補習が行われているのか、組織的には確認されていないのが現状である。

学生の学習支援、生活サポート体制として、本学科はグループ担当制度をとっている。学生は専任教員のグループに所属し、教員は入学後の学習意欲や姿勢、態度、履修状況を定期的に確認するなど状況を把握し、随時個別指導を行っている。グループ活動としては月に1～2回、主に昼食時に集まり、学生一人ひとりの様子を把握している。学習上の悩みのみならず、学生生活におけるあらゆる悩みを打ち明けられる雰囲気づくりを心掛け、オープンに研究室を訪問できる環境を整えていた。次年度からは、オフィスアワーを設け、学生の心理的側面を含めて、入学から卒業までを総合的にサポートすることを計画している。

入学者の基礎学力や学習意欲には差があるが、本学科では、進度の早い学生や優秀学生に対する学生支援は現在のところ行っていない。

(b)課題

- ① 学力の低下だけではなく生活感覚が失われている学生が増えているため、学習支援と同時に、さまざまな状況への個別指導をしていく。
- ② 現在教員全体で欠席状況の把握をしているが、基礎学力不足学生についての情報共有と補習についての計画、実践が必要である。

基準Ⅱ-B-3 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制が整備されている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生の学習（日本語教育等）および生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受け入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受け入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対し積極的に評価している。

(a)現状

学生の生活支援を行うための教職員組織として、学生指導委員会、クラス顧問、グループ担当があり、学生支援の組織を整備している。学生指導委員会はこども学科2名、看護学科1名、事務職員1名の計4名と特定業務担当教員1名で構成されている。委員長を中心に日本学生支援機構の奨学金貸与に関する適格認定をはじめ、学生生活全般の指導等にあたっている。クラス顧問はこども学科・看護学科の両学科に各クラス1名の教員を配置し、学生の修学、進路、学生生活上の悩みなどに対応している。グループ担当は全学生が少人数に編成されたグループを担当し、個々の相談に対し具体的な助言を行っている。

クラブ活動、学園行事、学友会などの支援体制については特定業務担当教員が指導している。クラブ・同好会は文化部4、体育部6の計10団体があり、これらのクラブ・同好会は専任教員が顧問を務めている。所属加入率は文化部25.1%、運動部40.3%となっている。円滑な活動を図る目的として、部費・援助金の交付をしている。なかでも、全国私立短期大学体育大会においては、20回連続出場して特別表彰を受けた。全学生を対象とする学生自治団体である足利短期大学学友会がある。学友会の運営は、学生大会を最高議決機関として、大学祭である織姫祭も学友会会長が織姫祭実行委員長を兼務して運営し、学生指導委員長が顧問となり特定業務担当教員が指導して支援

体制を整えている。

学生の親睦と交流を深める場として、5月にこども学科1、2年生を対象としたスポーツフェスタを開催している。2名の学生指導委員と職員1名、特定業務担当1名計4名が中心に各クラスより選出された学生スポーツフェスタ実行委員20名と教職員が役割を分担して行っている。平成27年度は附属幼稚園の年長クラスの園児を交えて実施した。

10月には、教職員とこども学科の学生で避難訓練を実施した。また、11月に大学祭を開催している。本学において最も盛大に行われている行事で、織姫祭実行委員と学友会が協力して開催準備に2日間、本祭に2日間、後片付けに1日間の計5日間を設けている。大学周辺の福祉施設、幼稚園、保育所、後援会、同窓会等からの協力のもと地域住民との交流の場となっている。

学生のキャンパス・アメニティへの配慮については、学生会館があり1階は学生のロッカー室、2階に学生ホール、足工大生協短大店、学友会室、3階はクラブ・同好会室を配し、学生ホールには飲料用自販機に加え平成25年度、食料用自販機を設置した。さらに、1号館3階にある屋上庭園のベンチ式ガーデンテーブルセットと、3号館に面した通路敷設ベンチがあり、学生憩いの場の充実を図っている。2号館1階には233席数の学生食堂があり、委託業者による昼食の提供が行われている。また、学習環境を学生自ら整え、快適な学生生活について考える等の目的から、全学生で取組めるよう各クラスに清掃用具を置き、美化委員を中心として学生による校内清掃を実施している。

本学には学生寮がないため、宿舎が必要な学生に対し、事務職員がアパート管理者および地元不動産業者からの情報や資料をととのえ、問い合わせ学生に対し支援を行っている。平成25年度より一人暮らし学生に対する懇親会を4月、6月、11月、1月の4回開催し、新しい土地での生活に役立つ情報の提供や、一人暮らしの学生同士の親睦、情報交換等をととし、一人暮らしの不安を軽減する支援を行っている。

学生の通学のための支援は、本学最寄りのJR足利駅および東武線足利市駅から本学近隣まで朝登校時に1回と夕方帰宅時に2回スクールバスが運行され、本学と本学附属高校の学生生徒が利用している。自動車通学を希望する学生に対し、学生駐車場を115台分設け、通学のための便宜を図るとともに、校外実習や国家試験対策学習のため遅くまで学内に残る看護学科3年生のための、夜間学内車乗り入れを認めている。また、原動機付き自転車・自転車通学者のための駐輪場を設置し、附属高校と共有している。

奨学金等、学生への経済的支援のための制度として、報奨的な特待生制度と経済的支援のための奨学金制度の2種を設けている。特待生制度は、成績・人物とも優秀なこども学科2年生と看護学科2年、3年生を対象に選考し、授業料の一部34万円の免除を行っている。奨学金制度には、日本学生支援機構奨学金、オリコ学費サポートプランの外部奨学金と、和田奨学金、兄弟姉妹奨学金の内部奨学金がある。

これら奨学金制度の中で最も多くの学生が利用しているのは、日本学生支援機構奨学金で、在学採用と予約採用を合わせ、のべ68人が奨学金受給を受けており、こども学科35.6%、看護学科35.7%が利用している。年度初めに前年度成績不振の奨学生に対しては、日本学生支援機構からの『激励』の文書を学生委員長より手渡しするとともに、一人ずつ励ましの言葉を掛け、勉学への意欲を促している。また、本学独自に前期成績結果を日本学生支援機構の成績適格基準をもとに、成績不振学生に『注意』文

書を渡し、個別面談を通して学業成績向上のための指導を行っている。こうした文書、励ましや個別面談を経て学業向上に奮起し、卒業までの間、奨学金受給継続ができる学生もいる。

和田奨学金は平成11年より和田良信第4代法人理事長の寄附を原資とし、最終学年に在籍し、学業への意欲や能力を十分に持ちながら経済的な理由により、授業料納付が困難な学生を対象に、卒業年次の授業料納付金を原則無利息で貸与される制度であるが、現時点での利用者は居ない。

兄弟姉妹奨学金は本学を含む同法人の系列校である足利工業大学、足利工業大学附属高校、足利短期大学附属高校に同一家族における複数の学生、生徒が同時に在籍する場合、2人目以降の授業料の半額を支給する制度である。今年度の利用者はいないものの、学生への経済的支援制度においては充実しているといえる。奨学金貸与学生数の増加とともに、学業成績不振の学生もまた、年々増加の傾向がみられる。

学生の健康管理、カウンセリングの体制を以下の様に整えている。健康管理については、医務室を設け学校保健安全法に基づき、4月には健康調査と定期健康診断を実施。またインフルエンザ等の感染症罹患状況を把握し、それぞれ指導の必要な学生に対しては医務室担当職員が対応している。4月に実施される健康診断の結果から指導の必要な学生に関しては、医務室担当職員が対応している。両学科の卒業学年においては実施項目を追加し、実習・就職・進学等に必要な健康診断証明書を発行している。その他、学内や通学途中で発生した傷病の応急処置、出席停止の管理等を医務室で行っている。医務室の利用状況は平成27年度実態として怪我16人、病気35人、その他13人であった。授業期間中の事故による外傷で医療機関において治療を受けた場合は、「学生教育研究災害障害保険」等が適応される。保険利用状況は1人であった。また看護学科では、卒業学年は障害賠償・感染事故等に対応するため、保険に加入しており、本年度は3名が保険の適用を受けた。

メンタルヘルスケアやカウンセリングは2つの学生相談の窓口を設けている。1つは毎週火曜日の15:00～19:00までの4時間、非常勤の専門カウンセラーが担当し、面接を中心に電話やメールでの相談を受けることができる学生相談室があり、本年度は2名の相談があった。もう1つは、栃木県カウンセリング協会より派遣された、スクールカウンセラーによるカウンセリングが実施されている。これは県の看護学生等支援カウンセラー派遣事業申し出により、月2、3回の17:30～20:30までの3時間を開設している。平成27年度は16名が利用した。

今年度に行った学生相談室に対するアンケートでは、キャンパスガイドや年度初めの在学生・新入生ガイダンスで紹介しているが、開設日時、場所等の基本情報を認知している学生は少数である。

ハラスメントに関する相談は「ハラスメント対応規程」をもとに、男性、女性より各1名ずつ計2名の教員がハラスメント対応委員として対応し、その防止に努めている。特に重大な事案については、ハラスメント対応委員会を開催し事実関係の解明とその救済措置を行うことになっている。平成27年度の相談件数は1件であった。

学生生活に関する意見や要望の聴取については、学生指導委員会の教職員が学生より直接聴取する方法や、質問用紙によるアンケート調査を実施し、学生の意見や要望の

聴取に努め、学生生活の充実に配慮している。

留学生の学習および生活を支援する体制は、留学生・帰国子女の受け入れがないため、行っていない。

両学科ともに、社会人特別選抜入試制度を設けており、申し出により既修得単位認定を行ない、社会人学生の学習支援に対する体制を整えており、特に課題はない。

障がい者の受け入れのための施設整備などの障がい者への支援体制については、今日まで障がい者の受け入れがなかった。障がい者を対象としたバリアフリー化は部分的になされているものの、構内すべての施設整備は行ってはいないため、障がい者への支援体制は充分とはいえない。

長期履修生受け入れのための体制は特に整えていない。

学生の社会的活動に対する評価は、学内掲示で全学生へ紹介し、特に優れた活動に対しては特別表彰規定を設け、事前周知するとともに、全学生の集う12月の仏教行事において、評価し表彰を行っている。

(b) 課題

- ① 学生支援のための教職員組織整備では、学生指導委員会の職務は、おおよそ授業以外はすべてと広範囲なため、教員としての学務内容によって、ともすると繁多な時期と重なり十分な学生支援ができていないか疑問である。特に奨学金継続手続きのための面接は高校からの予約奨学生も年々増え、限られた期間内での継続希望学生数に事務処理を含め2名での教職員対応が適切かについて、検討の必要があげられる。
- ② 学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制整備についての課題は、2点ある。1点目は、学園行事であるスポーツフェスタ、本年度からこども学科のみでの行事となったので、附属幼稚園と交流を深める行事として計画した。しかし、学生数が多く園児数が少なかったのでバランスが悪くなり十分な交流が出来なかった。細部まで計画が出来なかったことが反省点として上げられる。2点目は、学生の自治活動としての学友会組織は、学生主体の自治活動を行なうために不可欠である。織姫祭準備の中心は2年生だが、資格取得のための授業・実習が編成され、こども学科は就職活動とも重なり学生における負担は大きい。恒常的に開催されてきた織姫祭のあり方について、学生・教職員の声をもとに検討が必要と思われる。
- ③ 学生のキャンパス・アメニティについては、21時まで学生ホールや教室をはじめ学内を開放しているが、学生食堂等のキャンパス・アメニティは当短期大学の敷地・建物の構造上の問題も含め十分とは言えない。特に足工大生協短大店の開店時間が午前10時30分より13時30分のわずか3時間であることが大きな課題である。
- ④ 学生寮、宿舎のあっせん等、宿舎が必要な学生に対する支援については現在のところ、問題は見られない。
- ⑤ 通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等、通学のための支援については、周辺地域からの車通学のための駐車場利用台数は確保しているものの、足利市内

からの車通学希望者全員には対応しきれず、学生数に比し充実しているとはいえない。また、学生駐車場の所在は校舎敷地より徒歩5分ほど離れた場所に4カ所所在しており、距離的な不便さから、近隣の私有地等に違法駐車するなど問題が見られる。その一方、学生駐車場まで街路灯が少なく、多くの危険性を孕んでいる。附属高校と共有している駐輪場は、新しく増設されたので2か所となった。駐輪台数は充分だと言えるが場所的な事柄から十分だとは言えない。古い方の駐輪場は本学の立地する地形上、急な坂を自転車・バイクを手押しで登坂しなくてはならず、体力を必要とする。このため、駐輪場まで登坂せずに歩道や私有地に違法駐輪する学生がいる。現在の状況が把握できていないので調査する必要がある。

- ⑥ 奨学金等、学生への経済的支援課題として、学生の実質半数が在学・予約両採用奨学生のため、学生支援機構適格基準である中位以下の『激励』の範囲に入ることになる。また、入学前に高校で手続きをした予約奨学生の成績状況は、決して全て良好とはいえず、単位取得が困難な学生もいる。さらに、すべての学業成績不振の奨学生に対する学生指導担当委員が行う個別面談により、成績の改善する者はわずかで、その延長線に貸与奨学金返還率の低下が危ぶまれる。
- ⑦ 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制では、学生の健康管理を行う、医務室担当者は事務室業務と兼務のため、体調不良者への緊急対応や、健康不安等の相談には限界があり、医務室専任担当の配置と、相談室開設の周知方法と、相談室担当専門カウンセラーの人選において性別を考慮した検討が必要である。
- ⑧ 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取について、課題は見られない。
- ⑨ 現在まで、留学生・帰国子女の受け入れがないため、留学生の学習および生活を支援する体制についての課題はない。
- ⑩ 社会人学生の学習を支援する体制についての課題は特に見当たらない。
- ⑪ 障がい者への支援体制については、保育者と看護師の養成校として、障がい学生の受け入れは現在までなかったが、平成28年4月施行される障害者差別解消法に基づき、障がい学生への合理的配慮について、入試・教務・進路を含めた支援体制、施設整備等の具体的な取り組みの検討とともに、高齢者や様々な障害に向けての支援体制を整える必要がある。
- ⑫ 地域活動、地域貢献、ボランティア活動等、学生の社会的活動に対する評価についての課題は特にない。

基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援室等を整備し、学生の就職支援を行っている。

- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

(a)現状

本学では専門委員会の1つに進路委員会を設置し、就職支援を実施している。運営機構再編により、平成26年度は就職支援担当の教職員は前年の約半数に減じられたが、進路指導の重要性に鑑み、平成27年度においては1・2学年のクラス担任が進路委員会に加わるという形で増員が図られ、25年度とほぼ同数の委員構成となった。具体的に教員5名、職員2名（内1名は進路指導室専従職員）である。

進路委員会では、定例会議（月1回）を開催している。本年度は、12回の定例会と4回の臨時会議（教員のみ）をもち、進路に纏わる諸問題について協議した。就活本学期と言われる後期においては、内定状況および学生の就活状況に関する詳細な資料をもとに、学生個別の就職支援について具体的に検討した。

本年度は、栃木県幼稚園連合会より内定時期を遅らせる旨の方針が提示され、いささかの懸念を抱いたが、待機児童問題や認定こども園への移行等による保育士・幼稚園教諭に対する求人状況が良好であることもあり、内定者の月別推移が示すように前年度よりも速いペースで内定が出された。

平成25年度の自己点検報告において課題とされた進路指導室と教員との意見の齟齬については26年度において解消されたが、本年度も前年に引き続き、会議に先立ち進路指導室専従職員と打ち合わせを実施するなどして意思の疎通を図った。

・グループ担当教員の役割

本学においては、進路委員会とともに就職支援において重要な役割を果たしているが、グループ担当教員であり、履歴書の添削から就活上の悩み相談、就職情報の提供など、さまざまな支援を引き受けている。毎月（9月以降）の学科会議においては、内定状況ならびに学生個別の就活状況について説明し、グループ担当教員が学生の個別事情に即した支援が実施できるように図っている。また、本年度より、進路指導室でデータ化された求人情報をこども学科の全教員に送付し、個別指導に役立ててもらうように図った。

グループ担当教員は、2学年に進級してまもない4月中旬から5月下旬を中心に、担当学生の保護者と直接面談する機会を設け、保護者が進路に関してどのような意向をもっているか、また学生との意思の疎通が図られているかなどを把握して学生指導にあたっている。本年度も、一部電話による面談もあったが、全員の保護者との面談が実施され、個別の事情把握が進むとともに、保護者と教員との相互理解が図られた。

(2)就職支援室の整備と就職支援

就職支援において、進路指導室の役割を大きく、その支援活動は多岐にわたる。具体的には、①求人情報の管理および提供 ②就活に関する個別相談・支援 ③応募書類等の作成および手続き等に関する指導・支援 ④就職試験・面接に関する指導・支援 ⑤内定者に対する支援・指導 ⑥卒業生に対する就職支援 ⑦職関連資料・書籍の整備等

である。現在、進路室専従の職員は 1 名であるが、各学生の就活行動・状況を把握した上で、個々の学生の進路支援を行っている。

進路指導室では、本学に寄せられた求人票について適・不適の判断を行った上で掲示するとともに、情報をデータベース化し、進路指導室内に設置した PC でも閲覧できるようにしている。本年度は、データ化した求人情報を進路委員だけでなく全教員にメール送信するように手配し、最新の求人情報をもとに就職指導が行えるように図った。

平成 26 年度より進路指導室の開室日および時間を 1 日増やし、週日午前 10 時から午後 6 時までの開室とし、学生がより利用しやすいように環境整備を図った。これにより 26 年度の進路指導室の利用者数(述べ人数)は确实増加したが、その一方で、進路指導室という空間や職員に対する親しさをやや履き違え誤解を招くような行動が、こども学科学生のごく一部で見られたとの報告が寄せられたことから、本年の進路指導講座において、進路指導室の機能および活用時の留意事項について取り上げ、注意を喚起した。この件に関しては、27 年においては委員会での報告もまた学生からの訴え等もなく改められたものと捉えていたが、年度末に昨年同様の指摘がなされたことから、本年の状況について事情を確認するとともに、委員会として、こうした学生の行動が何を示唆するのかも含め考察し進路指導室利用のあり方について再検討することになった。

(3)就職のための資格取得、就職試験対策等の支援実施

i)就職に関わる資格取得と教育課程

本学では、教育目標の 1 つに保育者の養成を掲げており、幼稚園教諭二種免許および保育士資格が取得可能な教育課程を編成している。また、これらの資格に付加する資格として、レクリエーションインストラクター及びキャンプインストラクターの資格取得ができるように図っている（本年度の幼稚園教諭幼稚園教諭二種免許および保育士資格取得者数及び取得率は教務関係頁に提示されている）。

進路委員会では、免許・資格取得については、進路指導講座において、単に進路選択の幅を広げるという意味を越えて、保育制度改革の進む今日、幼稚園教諭免許・保育士資格の両方取得が必須となりつつあることを、事例を交えつつまたデータを示して説明し幼免・保育士資格の両方取得を強く勧めている。成績不良等の事由により免許・資格の取得に至らぬ学生については、職業適性の問題から自ら進路変更した場合を除いては、卒業後に科目履修という方法のあることを説明している。該当学生のうち科目履修生として免許・資格の取得を目指す者も本年度も多く、数名の学生がその意志を示している。

ii)就職活動支援講座の開講

本学では、就職活動準備時期と言われる 1 年後期より就職活動本格期である 2 年前期に、進路指導講座を開講している。平成 27 年度は、就活の目的と方法、就活の流れ、現場研究の目的と方法、自己分析と就活、自分史・エゴグラムの作成、インターンシップの意義と実施方法、就職説明会の実際、履歴書作成のポイント、志望動機と自己 PR の書き方、就職面接の受け方と留意点などをテーマに、計 21 回の講座を開講した。講師は主に進路委員の教職員が担当するが、テーマによっては外部講師を招き内容の

充実を図った。本年度は、「自己アピール点を見つける」「就職面接の受け方」「就職試験対策」について外部講師を招聘した。

進路指導講座では、ほとんどの学生就職先が内定する 1 月に、2 年次生 7 名を報告者にして、それぞれの就活体験を語ってもらう機会を設けている。昨年度より報告会のスタイルを一新したが、実施にあたっては 2 度の打ち合わせ会を持ち、会の趣旨を十分理解した上で、主体性をもって己の就職活動について発表できるように図った。質疑応答も活発に行われ、予定時間を越えるなど 1 年生にとって学び多き報告会となった。

インターンシップについては、進路指導講座で取り上げるだけでなく、昨年度より、インターンシップ受入れ先に対し受入れ御礼とともに本学のインターンシップに対する考え・指導方針等を説明した文書を持参させている。保育の現場では他業種よりもインターンシップが浸透していないことを踏まえのことであったが、本年度は、保育現場からインターンシップに対して理解が進んだとの声を聞くことができた。

iii) 就職試験対策

群馬県の私立幼稚園に就職希望する学生には、群馬県私立幼稚園協会が主催する「幼稚園教諭採用適性検査」の受検が課されている。本学では、約 4 割の学生がこれに該当することから、就職試験対策の一環として、進路指導講座において、外部講師を招き一般問題に関して過去問をもとに解説してもらう時間を設けている。こうした機会は例年 1 回であったが、本年度は講師の協力を得て 2 回実施することができた。

本学では、就職試験対策として、上記のような単発的取り組みや個別の指導相談は実施しているが、志望者がごく少数であることも由来して、公務員志望者を対象とする連続講座の開催といった組織的な対策は講じていない。

(4) 卒業時の就職状況の分析検討の結果を活用した就職支援実施

本年度は、幼稚園・保育所・施設・一般企業ごとの就職者数だけでなく、内定率の月別推移やインターンシップ実施数等をグラフ化し、就職ならびに就活状況について全体的傾向を把握し就職支援にあたった。また、学生の就活行動を就活スケジュール表に書き出させることにより、インターンシップや実習体験、就職説明会等が就職希望先の選択や就職に密接に関係していることを確認し、進路指導講座の内容に反映させていった。前年よりも就職状況について分析しその結果をもとに就職支援を実施したと言えるが、十分とは言えない。学生の就活状況について把握し個別ケースの分析を行い、事例として活用できるように努めることが求められている。

(5) 進学、留学に対する支援

2 年次進級前に実施する進路希望調査において、就職希望とともに進学希望の有無を調査している。進学希望が出された場合は、進学先の選択から入学または編入に関する手続き、試験・面接に関する指導など様々な形で支援してきた。進学に関しては、専門分野の教員およびグループ担当教員が中心となって支援および指導を実施している。

平成 25 年度から 27 年において、進学希望はなかった。また、本学では、創立時より現在に至るまで留学生を輩出しておらず、ゆえに留学支援の実績もない。

(b)課題

現状を踏まえ、次の3点を平成28年度において取り組むべき進路支援に関する課題として掲げる。なお、昨年度課題として掲げた教員免許・保育士資格の取得率アップについては、学科の教育目標と重なることから学科全体で取り組むべき課題であるので、進路委員会としての課題としない。

- ① 公立園希望学生等を対象とした就職試験対策について具体的に検討する
- ② 平成27年度の就活状況や進路結果を踏まえて、28年度の進路指導講座の内容を検討する
- ③ 就職指導に必要な知識・技術等について習得する研修・研究の機会を設ける

基準Ⅱ-B-5 入学者受け入れの方針を受験生に対して明確に示している。

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学生募集要項は、入学者受け入れの方針を明確に示している。
- (2) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (3) 広報又は入試事務の体制を整備している。
- (4) 多様な選抜を公正かつ正確に実施している。
- (5) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (6) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。

(a)現状

平成22年度から、学生募集要項と大学案内に「本学の入学者受入方針（アドミッションポリシー）」として、受験生に対して明確に示している。

入試担当事務職員2名が中心となり、受験の問い合わせなどに対応している。しかし、担当職員は出張が多いことから、それ以外の職員が受験に対する問い合わせについて適切な対応が出来るよう情報を共有し徹底している。また、受験の問合せ先が明確になるよう、パンフレットなどの刊行物には必ず問い合わせ先を明記している。また、県内で実施される進学相談会等には積極的に参加し、受験生からの問い合わせに直接回答している。その他、オープンキャンパス、AJC エクスペリエンス（一日学生体験）等を開催し、受験生が本学に対して理解を深める機会を設けている。

学内の運営体制として入試委員会（教員3名、事務長、入試事務職員）を置き、入学試験に関する事項や学生募集・広報活動に関する事項を行っている。入試事務職員が募集広報活動資料等の編集・作成と事務的事項や、広報及び入試関係の事務的事項等を所管している。大学案内作成については入試委員の教員と共同で行っている。

入試については、内部特別選抜入試、指定校推薦入試、公募推薦入試、AO入試、一般入試、社会人入試を設けて、多様な選抜を行っている。入学試験実施業務は、全体的なタイムスケジュール等を入試事務職員が立案後、入試委員会で検討し決定している。その後教授会において報告の後、各入試において実施・監督要領に従い実施している。入学試験後、直ちに入試判定が実施されることから、ミスが無く公正である

よう選抜方法に従い、慎重に実施している。

入学手続者への情報提供としては、「入学のしおり」を送付し、入学手続のほか、入学前教育のスケジュール、抗体価検査等についても連絡している。入学前準備として、文章の要約と漢字練習、幼稚園・保育園調査、ピアノ課題を提示している。また、入学前教育として4回を実施している。1回目は12月にこども学科行事“表現活動発表会”の鑑賞を行い、在学生の様子を知り、表現について実感し学ぶことを目的としている。2回目1月、3回目2月には模擬授業とピアノ体験を行い、短大の授業を経験することにより入学後の不安を少しでも軽減することを目的としている。3月には学生生活についてのオリエンテーションを行い、入学後にスムーズに学生生活に移行できること、意欲的に取り組むことができることを目的としている。

参加者

日時	平成27年12月19日	平成28年1月30日	2月20日	3月25日
人数	47名	50名	53名	74名

(b)課題

- ① 入学者受け入れ方針を、受験生に周知するとともにホームページにも掲載し明確にしているが、入学生の入学者受入方針認識の実態の把握を継続していく必要がある。
- ② 入試事務の体制は整備しているが、人数が少ないため過剰な負担となることがあるため、役割分担できることは協力体制の強化が必要である。

◇ 基準Ⅱについての特記事項

(1)以上の基準以外に教育課程と学生支援について努力している事項。

同一法人の足利工業大学との間で協定を結び、学生に幅広い学習の機会を提供する「単位互換制度」、学内他学科科目の履修を認める「他学科科目履修制度」、一定の条件のもとで学内他学科への転科を認める「転科制度」がある。また、「科目等履修生制度」という本学の授業科目を原則として年間20単位まで選択して履修する制度があり、これに関しては毎年数名の希望者がおり、平成27年度は6名であった。

保育者養成教育において、養成校と現場である、幼稚園・保育所・施設との連携のもとで行われる実習は重要な位置づけとなっている。こども学科では実習施設との意思疎通と連携を図るため、各実習後に実習協議会を行っている。平成27年度においては、教育実習協議会を7月9日(11園12名の参加)、保育実習協議会を3月9日(園名の参加)、施設実習協議会を9月10日(13施設13名の参加、予定では17施設17名の出席予定であったが、台風による大雨のため4施設が欠席)に行った。これには学長、こども学科専任教員全員と担当事務職員が参加し、学生の実習について、実習事前指導の充実のための意見交換、実習施設と短大教員の学生の教育に関しての意思

疎通と協力を得る良い機会となっている。

また、こども学科では、保育者に求められる総合的表現能力を高めるために「総合表現Ⅰ・Ⅱ」の授業の学びの成果の発表を中心に、一般公開で舞台発表を行なう「ラ・ネッサンス（表現活動発表会）」を毎年開催している。平成 27 年度は、平成 27 年 12 月 19 日、足利市民プラザ大ホールで開催された。

同一法人の足利工業大学との間で協定を結び、学生に幅広い学習の機会を提供する「単位互換制度」、学内他学科科目 1 年度 6 単位以内の履修を認める「他学科科目履修制度」、一定の条件のもとで学内他学科への転科を認める「転科制度」がある。また、「科目等履修生制度」という本学の授業科目を原則として年間 20 単位まで選択して履修する制度があり、これに関しては毎年数名の希望者がおり、平成 25 年度は 10 名であった。

保育者・看護師養成教育において、養成校と現場である、幼稚園・保育所・施設・病院との連携のもとで行われる実習は重要な位置づけとなっている。こども学科では実習施設との意思疎通と連携を図るため、各実習後に実習協議会を行っている。平成 27 年度においては、教育実習協議会を 7 月 9 日（8 園 8 名の参加）、保育実習協議会を 3 月 10 日（9 園 10 名の参加）、施設実習協議会を 9 月 10 日（11 施設 11 名の参加）に行った。これには学長、こども学科専任教員全員と担当事務職員が参加し、学生の実習について、実習事前指導の充実のための意見交換、実習施設と短大教員の学生の教育に関しての意思疎通と協力を得る良い機会となっている。

看護学科の臨地実習は、8 領域の看護専門科目が 16 施設と多岐にわたる場で行われる。そのため、各実習施設との連携は、非常に重要であり、様々な工夫を行っている。例えば、実習要項は、本学の教育理念、教育目的、教育目標をはじめ、看護倫理、同意書に関するガイドラインなどを詳細に記し、共通した教育を行っている。各実習施設に教員が出向き、実習指導者会議を実施している。実施回数は、年度の初めと終わりの計 2 回である。形成的な学習の成果の確認は、実習途中で教員と実習指導者が臨床現場で行っている。実習指導者会議は、各分野の実習を担当する教員と事務職員、実習施設側は、看護部長、教育担当看護副部長、各病棟看護師長と実習指導者が参加している。その内容は、本学の教育理念、教育目的を踏まえ、各看護学領域における教育目的・目標、方法、評価方法を説明し、臨床側の教育上の問題点や改善点、実習全体の学生配置計画の検討などである。2 回目の年度末の実習指導者会議では、学生の学習成果（実習到達度）に照らし合わせ、教育上の反省点と改善点を協議している。さらに、臨地実習指導者と教員がともに学び合う機会として研修会も行っている。

また、こども学科では、保育者に求められる総合的表現能力を高めるために「総合表現Ⅰ・Ⅱ」の授業の学びの成果の発表を中心に、一般公開で舞台発表を行なう「ラ・ネッサンス（表現活動発表会）」を毎年開催している。看護学科では、本学の教育理念である仏教精神を基盤として看護への意思（決意）を明らかにするというサブテーマで「ウパスターナ（傍らに立つ）」を、平成 17 年より実施している。看護への決意、保護者への感謝、揺れ動く心の振り返りなどを行う。この体験は学生の心への刺激となって、成長を助ける儀式となっている。

本学では、広く社会の人々の健全な生活や成長を支援する専門職業人の育成を目指していることから、初年次教育の中で栃木県安足健康福祉センターの保健師と看護師を講師として招き、すこやか妊娠サポート事業健康セミナーを開催している。また普通救命講習は毎年9月に実施しており、こども学科1年生の受講希望者が参加している。

(2)特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。

いろいろな履修制度はあるものの利用する学生は少ない。また、科目等履修生の多くは、在学中それぞれの資格における単位を取得出来なかった学生である。二年間という期間に確実に履修出来るよう指導が必要であるが、学生の意思・意欲・学習理解度の低下は毎年の問題になっており、難しい今後の課題となっている。

いろいろな履修制度はあるものの利用する学生は少ない。また、科目等履修生の多くは、在学中それぞれの資格における単位を取得出来なかった学生である。二年間という期間に確実に履修出来るよう指導が必要であるが、学生の意思・意欲・学習理解度の低下は毎年の問題になっており、難しい今後の課題となっている。

看護学科が足利工業大学へ移行する過程の中で、過渡期にあたり学校行事の有り方が問われる現状である。今後の様子を見ながら変革していかなければならない状況だと言えらる。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

(a)自己点検・評価の要約

人的資源としてまずあげられるものが学習成果につながる教育力であろう。それを向上させるため FD 活動を全学的に計画し講演会・セミナー・公開授業その後の検証として授業アンケート等を行っている。

教員配置について基準は満たしている。また、若手教員の採用を行ったことから、若い教員中心に個人研究が活発に行われるよう有効な支援が必要である。事務組織について教育・研究の為のサポート力を付けるため SD 研修や各種団体の研修会等に参加している。その結果教員との信頼関係は良好であり協働態勢は構築されている。

人事に関する問題は規程等により適切に行われており、問題は発生していない。物的資源については、学生数や教職員数に対して基準を超えて整備されている。構築物については、教室の整備やそのメンテナンス・防災対策には法人本部により一元的に管理されている。また教育環境改善・省エネ対策にも取り組んでいる。

技術的資源としては、学習成果を達成する上で必要十分な対応を取っている。財的資源については、種々規程等に則り管理運営されており問題は発生していない、収支については、学納金の収入がほぼすべてであり学生の確保が一番の改善策である。

(b)自己点検・評価に基づく行動計画

1. 教職員が積極的に参加し自己研さんを積める環境を作る。
FD・SD 活動の充実
研修会・研究会の充実
2. 教育効果を高める教育機器の計画的、積極的導入
3. 防災マニュアルの作成と訓練の実施
4. 学生の確保と法人と一体となった行動計画の構築

[区分]

基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 短期大学および学科・専攻課程の教員組織が編成されている。
- (2) 短期大学および学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員を配置している。

(6) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

(a)現状

専任教員は、11名のうち教授7名、准教授2名、講師1名、助教1名、助手0名が在籍している。こども学科は、短期大学設置基準の定める専任教員数（[イ]こども学科8名、[ロ]3名）以上を満たしている。

職位の決定については、人事委員会で審議され短期大学設置基準に準拠した「足利短期大学教員選考基準」により決定される。また、教員の学位や研究業績、その他経歴等は情報の公開に基づきホームページで公開され、その学位記等の写しが事務室にてファイルされている。履歴事項に追加・変更がある場合は随時報告を求め、履歴事項の変更届を提出し、法人本部へも報告される。専任教員および非常勤教員については、高度な専門知識を有する者を採用し、すべて人事委員会、教授会でその経歴・研究業績や教科担当にふさわしいかが審議される。

平成27年度は61名の非常勤講師と契約し毎年雇用契約を締結している。その他看護学科では臨地実習における臨地実習指導者として数名を採用し、学生の実習成果達成を補助している。また教員の採用、昇任については、「人事委員会規程」「教員選考基準」により審査され、昇任については、自薦、他薦を含め「教員の昇格に関する推薦基準の申し合わせ」により審査され何れの場合も学科審査、人事委員会審査、教授会と審議され決定される。

教員の新規採用については、欠員が生じた場合必要に応じて各学科等より発議され、それをもとに学長が法人本部と協議し、承認を得たのち公募する。応募者については、学科審査ののち学長が人事委員会に諮問する。諮問を受けた人事委員会は、委員会を招集し、「足利短期大学教員選考基準」および「足利短期大学教員の選考に関する細則」により審査し、結果は学長に答申する。答申を受け、学長は教授会の議を経て法人本部に採用申請し、理事長の決裁となる。昇任については、「足利短期大学教員の昇格に関する推薦基準の申し合わせ」および「足利短期大学教員選考基準」により適切に審査され、それぞれの基準を満たしていると思われる場合は、所属学科へ申告し学科内で審査を受け適格者であれば学科長より学長へ推薦される。学長は、それを受け人事委員会へ諮問する。人事委員会では内容を審査し適格者であれば学長に答申し、学長は教授会の議を経て承認後、法人本部へ昇任の申請を行う。

(b)課題

教員組織は、設置基準以上に整備され組織的、制度的な問題点は現状では無いものの、職位構成や年齢構成に偏りを是正し、次年度大幅に若返りをはかったことから、新任の教員の育成が課題である。人事評価は大学にあわせて、次年度導入を図っていく。

基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員個々人の研究活動の状況が公開されている。
- (3) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (4) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う教員室、研究室等を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD 活動に関する規程を整備している。
- (10) 規程に基づいて、FD 活動を適切に行っている。
- (11) 専任教員は、学習成果を向上させるために短期大学の関係部署と連携している。

(a)現状

専任教員には個人研究費として一律 32 万円が配分され、学会参加費や旅費、研究図書、消耗品の購入ができその研究活動を補助している。教員個々の研究活動については、「情報の公開」に基づきホームページにて公開している。また毎年発行される研究紀要でも研究活動を公開している。

科学研究費補助金その他外部研究費の獲得はなく、今後の獲得が課題である。研究活動に関する規程は定めていないが、その成果は毎年発行される研究紀要に掲載し、研究業績としてホームページで公表している。

専任教員には個人研究室が与えられ、いつでも研究できる環境を確保している。また、教員には研究日が週に 1 日設けられ、個人研究活動にあてている。専任教員の留学や海外派遣は過去に無く、規程の整備はされていないのが現状であり、国際会議への出席に対しては、その都度稟議し決裁を受け承認している。

FD 活動の規程は定めており、自己点検・評価委員会が担当する事項であって毎年実施している。平成 27 年度も、こども学科で内容を絞った研修会を、外部講師を招き開催した。また、授業アンケートは非常勤教員も含む全教員が毎学期ごとに行い、その結果は科目担当教員に通知され、それをもとに担当教員は報告書を提出し、いずれも図書館にて公開されている。その他教員相互が自由に参観できる公開授業期間や、卒業年次生および卒業生を対象に満足度調査アンケートも実施して、短期大学全般の改善に努めている。

関係部署との連携については、定例の学科会議を開き教員間で問題の共有をし、必要に応じて各委員会等と連携しつつ学習成果の向上に努めている。

(b)課題

毎年多くの学会等に参加し研究に努めているが、教員の研究活動は教育活動が優先され、必ずしも活発であるとはいえない。科学研究費は申請者はいるがその件数が少ないので、さらに奨励する制度も検討していく。専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席は現在までほとんど無く、その規程等の整備がされていなかったため、今後整備していくことが課題である。FD 活動に関する規程は、既に整備され規程に沿った活動が行われている。

基準Ⅲ-A-3 学習成果を向上させるための事務組織を整備している。

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 専任事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務関係諸規程を整備している。
- (4) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (5) 防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。
- (6) SD 活動に関する規程を整備している。
- (7) 規程に基づいて、SD 活動を適切に行っている。
- (8) 日常的に業務の見直しや事務処理の改善に努力している。
- (9) 専任事務職員は、学習成果を向上させるために関係部署と連携している。

(a)現状

事務組織は、規模が小さいため、学務(教務、学生、入試広報)と総務(庶務、会計、管財)に大きく分けられ、それぞれに主査、主任を配置し責任体制を明確にしている。また毎週 1 回連絡打合せ会を全員で行い、学務全般の意思疎通を図っている。全員が担当業務に精通しており、さらなる研鑽を積むため担当業務ごとに研修会等に出席し、職能の向上に努めている。施設、設備は各部署で常に見直し効率化に努め、必要な対応を取っている。事務職員は各委員会等に必ず配置され、委員会の動向には注意し、必要があれば持ち帰り事務室で関係部署との協議や報告がされている。

事務関係諸規程は法人本部にて策定され、組織・庶務・人事・給与・財務でそれぞれ関係する規程が整備されている。必要とされる規程は整備され、その業務は規程に則り処理されている。また、各種データ処理にはコンピュータを導入し、正確迅速な処理が行われるよう毎年担当ごとに見直しを行い、システムの改善に努めている。

防災対策については、消防計画により学長が本部長となり事務長が防火管理者になる等各担当を定めており、毎年附属高校と合同で事務職員が訓練を実施してきたが、本学独自の総合防災訓練の実施が望まれる。情報セキュリティについては、情報を扱う担当者を特定し、パスワードの設定等により安全が確保されており、情報の漏洩等事故は発生していない。

SD 活動については、事務局長が講師となり実施した。少人数の職員で対応しているため、必然的に効率化を図り、業務の見直しや改善を行い、常に改善改革に努めている。このようなことから、教員の理解を得ながら事務職員と教員の相互協力態勢は良

好に保たれており、学習成果を向上させるための事務組織となっている。

(b) 課題

業務が複雑専門化してきており、担当ごとのスペシャリストの養成が必要である。今後看護学科廃止に伴う、組織の見直しや職員配置の検討が課題であるが、人力的な制約もあり難しい。消防計画は整備されており業務分担も明確になっているが、全学をあげての火災訓練は授業実施が優先され実施できないため、今後は大規模災害を想定した防災対策の構築が急がれる。今年度 SD 活動に関する規程を整備したので、一層の職員能力の向上が期待される。

基準Ⅲ-A-4 人事管理が適切に行われている。

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

(a) 現状

教職員の就業に関する法令で定められた諸規程は、諸規程集に納められ整備されている。また、それらの規程は法人本部が管理しており、変更等あればその都度教職員に周知している。それらの規程に従い就業については適正に管理されており問題はない。

(b) 課題

現状での課題はない。

[区分]

基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科の場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための

機器・備品を整備している。

(8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。

(9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数および座席数等が十分である。

① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。

② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。

(10) 適切な面積の体育館を有している。

(a) 現状

校地については、平成 26 年度より足利工業大学看護学部と共用しているが、短期大学設置基準を充足している。短期大学としては、屋外運動場は有していないが、体育館を使用している。またスポーツフェスタなどの時は、同一法人の足利工業大学グラウンドを使用している。

設置基準第 31 条による基準校舎面積に対しても充足している。

障がい者への対応としては、現在、障がいのある学生は在籍していないが、エレベータ、自動ドア、スロープ、障害者用トイレの設置等バリアフリー化を進めている。

講義室、演習室については、各科必要とされる数および面積は整備している。

本学では、マルチメディア室としてコンピュータ室 46 台の PC とそれを操作するサーバー機が設置されている。授業では、情報処理 I、II・情報科学 I、II 等で使用し、授業以外の時間は、コンピュータ室を開放し自由に使用出来るよう整備されている。そのため学生は課題や web による情報検索等に活用している。なお、このコンピュータ室は、視聴覚教室も兼ねており、LL 教室として使用出来るよう整備されている。

通信制の教育は行っていないが、学内 LAN は、校舎内各室のほとんどに接続端子を設置し、授業等で使用が可能となっている。また、各研究室では、個々の研究等に使用されている。授業用の機器・備品の整備状況および整備システム（管理の状況、整備計画等を含む）について、授業用の機器・備品の購入は、各教員からの予算申請により、購入内容を検討し購入している。そのため、授業で必要とされる機器・備品はおおむね充足している。年々需要が高まっている PC プロジェクターの導入は、ポータブルタイプや教室備付が完備され、ほぼ全室で使用が可能である。また、管理システムについては、備品台帳がコンピュータ管理されており、法人本部により一元管理されている。なお、教員が購入した機器・備品については、購入した教員が管理し、定期的に事務で、その管理状況について確認している。

体育館は、3 号館 4 階に床面積 714 m²の広さで設けられており、空調が整備されている。また、附属高校の体育館も一部授業で使用している。授業以外の時間は開放されているため、部活動・サークル活動、休憩の間の軽い運動等が自由に行える。

附属図書館面積は 468 m²、座席数は 79 席である。平成 24 年度までは 440 m²だったが、平成 25 年度に 2 階閲覧室の拡張を行った。閲覧室は学生用として設け、遅くまで学ぶ学生のための支援をしている。

通常の学生購入希望図書は、学生が読みたい図書や必要な図書を図書館に申し込んで購入するシステムを取っている。また、教員からの研究図書は研究費で購入し、蔵

書の充実に役立っている。それ以外に学内選書（学生選書ツアー）を実施している。こども学科は I 書店（足利市内）から見計い図書とカタログを借り受け、こども学科の学生・教職員に呼びかけ選書を行っている。平成 27 年度は、図書・絵本・紙芝居など合わせて 52 冊購入した。これらの図書については、後援会から 100 万円の補助金があり補填している。

廃棄は、出版年の古い資料を中心に図書館司書が選び出し、選んだ資料を教員に廃棄リストとして配り、現物を一定期間開示して確認を取り廃棄している。主に看護学科所蔵の資料を中心に行われている。

現在の図書館収容冊数は、以下のとおりである。図書は、和書：45,379 冊、洋書：4,822 冊の合計 50,201 冊（うち辞書類 1,413 冊）、図書の一部は各研究室にて蔵書されている。製本雑誌は、和書：1,263 冊、洋書：2,162 冊の合計 3,425 冊である。学術雑誌は 75 種類あり、そのうち 8 冊は外国雑誌である。

視聴覚資料は、VTR:1,922 点、DVD:453 枚、CD-ROM：20 枚、LD:30 枚、スライド：2 点、レコード：102 枚、CD:1,209 枚、カセットテープ：71 本、紙芝居：441 点の合計 4,250 点（枚）である。

コンピュータによる図書館管理システムにより蔵書の全データが入力され、蔵書検索が支障なくできるようになっている。また、文献検索は、CiNii（国立情報学研究所データベース）、医中誌（看護系データベース）、さらに、足利工業大学附属図書館に導入されている EBSO host Integrated Search（外国雑誌データベース）を使い行われている。

(b) 課題

キャンパスの立地条件の問題で、学生の運動場は校舎内外ともに全体的に不足している。校舎の面積について短期大学設置基準は満たしているが、学生の休憩場所の整備が、快適なキャンパスライフの課題としてあげられる。

現在障がい者の在籍は無く現状では問題はないが、今後もバリアフリー化を一層進めたい。また、開学当初からの施設は老朽化が進んでおり、大学生協、学食等の改修整備も、課題としてあげられる。本城新校舎の整備にあわせて、学習支援、健康管理等の物的環境も整えていきたい。教育機器の整備は、優先順位をつけ整備していく。

基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 固定資産管理規程、消耗品および貯蔵品管理規程等を、財務諸規程を含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

(a)現状

固定資産については、一元的に法人本部にて管理され、施設設備等の備品管理は足利短期大学が管理しそのデータは法人に送られる。なお、本法人および足利短期大学は以下の規程等により管理されている。

- 学校法人足利工業大学工事規程
- 学校法人足利工業大学固定資産および物品管理規程
- 学校法人足利工業大学購入規程
- 寄附金の取り扱いについて
- 足利短期大学施設使用規程

各規程により施設設備、物品は法人本部で管理されており、管理台帳とは常に一致した状態が保たれるように、定期的に教職員に確認を求めている。東日本大震災の経験から非常食、飲料水、寝具等を備蓄し、災害時に備えている。大規模な災害発生時の対策としては、「学校法人足利工業大学大規模災害対応要綱」が定められており、その要綱により設置される災害対策本部が統括し、各校は所属本部が個別の対応をすることになっている。具体的な組織として本学では、「足利短期大学消防計画」により定められた組織が対応することになっており、学長を本部長とし以下各責任者等が定められている。

防災システムは事務室に集中制御板があり、一元管理されており、異常時は管理会社へも同時通報される。また火災訓練は年 1 回附属高校と一緒に、システム定期点検は年 2 回行われている。建物の耐震強度については昨年、強度検査を行い早急な改修を必要とする箇所は無い。コンピュータは教職員全員に配備され個々の業務で使用している。そのセキュリティはウイルスソフトの導入により守られている。また、学籍処理やその他事務処理に使われるコンピュータについては、管理者を定めパスワード等の設定により守られている。

省エネルギー・省資源対策として、施設における冷暖房の温度設定、使用時期、自動消灯設備を導入した。また、平成 25 年度に、全館の照明を LED 照明に改修し省エネ対策に取り組んでいる。

(b) 課題

施設設備の維持管理は、現場で管理する物と法人本部で管理する物に別れ複雑である。一元的に管理出来れば管理の上からも有効であり、その組織体制作りが今後の課題である。

防災対策として細かな対応マニュアルがまだ整備されておらず、緊急時の対応に不安があるため早急な整備が必要である。

[区分]

基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設、ハードウェアおよびソフトウェアの向上・充実を図っている。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生および教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行うことができる。
- (8) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術を向上させている。
- (9) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

(a)現状

コンピュータは全教職員に配備され、研究や事務処理に役立てている。サーバーのセキュリティは対策ソフトにより万全を期している。それ以外は必要に応じてソフトウェアを個人で導入して、ウイルス対策も行っている。

授業科目としては、情報処理Ⅰ・Ⅱ、情報科学Ⅰ・Ⅱで実用的なソフトウェアを使い、コンピュータ室で授業が行われ、情報技術の向上が図られている。教員は個人で必要に応じて、専門教員から技術向上のトレーニングを受けている。

学科の特性から高度なコンピュータ技能を必要とはしないが、今日の情報処理技術は欠かすことは出来ないため、施設は最新の機器を導入し教育に支障が無いように維持管理されている。すべての教室、演習室、研究室は、インターネットに接続可能であり、あらゆる場面で使用可能な状態になっている。必要とされる施設設備については、法人本部に予算要求し、計画的に充実を図っている。

専任教員はもちろん、非常勤教員からのコンピュータ使用希望に対応できるようにコンピュータを整備している。学内 LAN は完全に整備され、教育・研究・事務処理

等あらゆる業務で活用されている。先進的な技術を用いた教育を行う場合は、その機器等の設置にかかる予算申請など適切なサポートを行っている。特に学務で使用されているシステムはあらゆる学生支援に使われており、その更新は常に行われ、有効な情報を関係部署に提供できるように、きめ細かな支援に役立てている。平成 26 年度導入したコンピュータ室の活用により、学生の情報技術の向上が期待される。

(b)課題

学科構成の特色から情報技術者の不足が課題としてあげられる。新しい教育機器の導入については、必要とされる教員からの要求により順次整備されるが、教員の能力、技術レベルに差があり、すべての教員が有効に活用しているとはいえない。研修会や技術講習会等も開催し、多くの教員が有効に活用できるようにしていくことが、今後の課題としてあげられる。

[区分]

基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 資金収支および消費収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。
- (2) 消費収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
- (3) 貸借対照表の状況が健全に推移している。
- (4) 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
- (5) 短期大学の存続を可能とする財政が維持されている。
- (6) 退職給与引当金等が目的どおりに引き当てられている。
- (7) 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
- (8) 教育研究経費は帰属収入の 20%程度を超えている。
- (9) 教育研究用の施設設備および学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
- (10) 定員充足率が妥当な水準である。
- (11) 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。

(a)自己点検・評価の要約

学校法人、短期大学とも収支のバランスをとることが難しい状態が続いており、現在のところ資金収支、消費収支とも均衡していない。原因は学生・生徒数の減少による。

財政基盤を安定的なものにするためには早期に収支の均衡をはかる必要があり、平成 26 年 9 月に中長期計画を策定し、収支計画と学校法人及び短期大学が取り組むべき重要課題の解決の方向性を明確化、説明会を開催し共有化した。

特に支出の多くを占める人件費については、一方で学校の基本的資産とも言えるものでもあり、短期間に解決できるものではないが、借入金がないことに加え減価償却

引当特定資産、現預金があることから、これらの資産を活用しつつ経費の削減を進め、数年のうちに改善の方向に向かえるよう計画している。

学校法人全体では長年勤めている中高年層の教員が多いことから、ここ 5,6 年のうちに若手教員採用などで大幅に入れ替えを実施する。事務職員については、兼務体制の強化により人件費の改善を図る計画である。

短期大学の財政と学校法人全体の財政状況、貸借対照表については正しく把握されている。資産の運用については規程を整備しており、規程に則った対応を行っている。さらに、退職給与引当特定資産についても会計基準に則った引き当てがなされている。

教育研究経費は平成 26 年度の短期大学で帰属収入の 36.4%あり、教育研究用の施設設備や図書についても現状の財政状況の中では適切に配分されている。定員充足率については、こども学科が 60%台であり、募集強化により改善していきたい。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画

大学工学部、短大の学生確保が急務である。短大については平成 28 年度より、こども学科のみとなるが、募集体制を強化して定員を回復させていく。施設面では、学校法人全体として耐震診断に基づく耐震工事を計画に進めることが必要であり、財政的なバランスを踏まえながら実施する。

基準Ⅲ-D-2 量的な経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体および学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

(a) 現状

昭和 54 年に地域の要望により幼児教育科単科の短期大学として開学し、平成 8 年には看護科、平成 12 年には専攻科福祉専攻が開設された。専攻科福祉専攻は、事情により平成 21 年に廃止された。その後、社会的状況や教育の質の向上などから看護の 4 年制大学への移行が求められ、平成 26 年度には足利工業大学に定員 80 名の看護学部が新設された。そのことに伴い、足利短期大学の看護学科の入学募集は停止された。こども学科は変わらず地域から短期大学としての要望が強く、2 年制の短大として継続する。

足利短期大学の強みとしては、建学の精神・理念である「以和為貴」の精神をもとにした教育を行っていることが地域に理解されていることである。きめの細かい学生指導を行っている短大として、地域に認められている。弱みとしては、通学の便として JR 両毛線、東武線に頼っているが、鉄道の便数が少ないことと、両駅から徒歩で 20 分程度かかることである。今後は、本城キャンパスを継続的に整備し、学生の利便性向上を図っていく。

学生募集については、教員と入試事務担当が中心となり高校訪問や説明会に出向いているほか、教員の出前授業や学校見学会における模擬授業などを積極的に行っている。また、オープンキャンパスの回数や方法、入試形態なども毎年検討し改善してきた。その成果は、こども学科の入学人数回復に表れてきている。

学納金の改訂については、学生募集の観点から変更を行っておらず、当面現状維持を続ける予定である。教職員の採用については、専門分野を配慮しながら若手・中堅教員への切り替えを図り、教育力、組織力が維持できるよう検討している。平成 24 年度に学校法人全体の建物に関する耐震の優先度調査を行った。それに基づき、順次耐震工事を実施していく予定である。施設設備については、この耐震事業を中心に、空調、外壁、備品の更新などを順番に実施していく。学校法人全体では、工学部において企業等からの外部資金を獲得している。また、科学研究費の申請に対しては積極的な奨励を行っている。学生数の減少により、定員管理と経費のバランスをとることが難しい状況だが、これまで蓄えた資産を活かしながら、地道な努力を継続することにより、バランスの回復を図っていききたい。経営情報の公開と危機意識については、毎年度 7 月ごろに本部による「法人の財務状況等の説明会」が行われ、法人全体の説明がある。「学生生徒数および教職員数一覧」「入学人数一覧」「資金収支決算書」「貸借対照表」「資金収支計算書」などの資料をもとに報告があり、全教職員に意識の共有ができていく。

(b)課題

- ① 看護学科の 4 年制大学への移行により、短期大学の看護学科は平成 27 年度をもって終了する。短期大学の看護学生が全員卒業するまでの間、現在のキャンパスに大学の看護学部と短期大学の看護学科と、そしてこども学科の学生が共存することになる。運営上、また教育上の課題も検討していく。
- ② 学生の通学の利便の上から、平成 24 年度からスクールバスの運行を始めた。現在も学生の利用が多いが、看護学部新設に伴い便数の増加を検討しなければならない。また、自動車通学の学生のために、駐車場の確保も課題である。
- ③ こども学科は保育士養成、認定こども園などの需要に応えた学科として、学生募集活動を積極的に進めていく。
- ④ 人事計画については、教員退職時期に合わせて若手を採用し、若返りを図るほか、職員の削減を図っていく。
- ⑤ 適切な定員管理とそれに見合う経費のバランスを確保するためには、学生確保が第一優先事項という意識を共有し、全学一丸となって当る。

◇ 基準Ⅲについての特記事項

(1) 以上の基準以外に教育資源と財的資源について努力している事項。

特記事項はなし

(2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。

特記事項はなし

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

(a)自己点検・評価の要約

理事長は理事総数の過半数の議決により選任され、法人を代表して、統率力を発揮している。理事会は寄附行為に基づき開催され、理事は学校法人の建学の精神を理解し、健全な経営についての見識を有している。

学長は建学の精神に基づき運営を行い、教授会の議長として適切に運営にあたっている。学校教育法の改正に伴い、学長のリーダーシップが発揮できる体制が確立された。

監事は学校法人の寄附行為に定められた業務を適切に行っている。監査業務強化のため平成 25 年 7 月に制定した規程により、改善を図っている。評議員の組織、運営については、寄附行為に定められた運営が行われている。平成 26 年 9 月に策定した中長期計画は、毎月開催される学園改革推進委員会で PDCA サイクルを機能させている。

(b)自己点検・評価に基づく行動計画

1. 教員の多岐に亘る業務を効率的に遂行できる体制への改善

〔区分〕

基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。

〔当該区分に係る自己点検・評価のための観点〕

(1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。

- ① 理事長は、建学の精神および教育理念・目的を理解し、学園の発展に寄与できる者である。
- ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
- ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算および事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書および事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。

(2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。

- ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
- ② 理事会は理事長が招集し、議長を務めている。
- ③ 理事会は、第三者評価に対する役割を果たし責任を負っている。
- ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
- ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
- ⑥ 学校法人は、私立学校法の定めるところに従い、情報公開を行っている。
- ⑦ 理事会は、学校法人運営および短期大学運営に必要な規程を整備している。

(3) 理事は法令に基づき適切に構成されている。

- ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識および見識を有している。
- ② 理事は、私立学校法第 38 条（役員を選任）の規定に基づき選任されている。
- ③ 学校教育法第 9 条（校長および教員の欠格事由）の規定は、寄附行為に準用されている。

(a)現状

本法人では、私立学校法及びそれに基づく「学校法人足利工業大学寄附行為」「学校法人足利工業大学寄附行為施行細則」により理事会の役割や理事の選任方法が明確に定まっている。理事は、① 足利工業大学学長、② 評議員のうちから評議員会により選出された者 3 名～5 名、③ 法人の設立母体である足利仏教和合会会員で、同会により推薦された者のうちから理事会によって選任された者 3 名～4 名、④ 学識経験者のうち評議員会により選任した者 4 名～5 名、の 4 区分から選ばれている。そして選任された理事は、学校法人の建学の精神を理解し、健全な経営についての見識を有していると共に法的な責任も認識している。

理事長はこの法人を代表し、その業務を総理すると寄附行為により定められており、理事総数の過半数の議決により選任され、統率力を発揮している。また、法人傘下の各校の教育理念・目的を理解し、法人の発展に寄与できる資質を有している。

監査については、毎会計年度終了後は、法人傘下の各校の長が集まり、監事による年間のまとめの監査を受ける。監事は計算書類案(資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表)及び事業報告案の説明を法人事務局及び各校の長より受け、総括の質疑を行う。なお、この席には公認会計士も同席する。その後、監査を受けた計算書類(案)、事業報告書(案)が理事会に提出され、理事会で審議のうえ議決される。さらに、評議員会に対しては、その報告が行われ決算等への意見を受けている。これらは、毎年 5 月中旬から下旬にかけて行われる。理事会は年間 6 回、平成 27 年度は理事の出席率は 87.9%であった。

理事会は理事長が招集し、議長となり、予算、決算をはじめ重要な案件は全て審議されており、適切に業務が遂行されている。この他には、学園長及び学内理事(理事長兼足利工業大学学長、足利工業大学副学長、足利工業大学看護学部長、足利短期大学学長、足利工業大学附属高等学校校長、足利短期大学附属高等学校校長、法人事務局長)を中心とする学園改革推進委員会が月 1 回開催され、運営に関する意思疎通を図っている。

学校法人は、私立学校法の定めるところにより、情報公開を行っており、各学校ではその殆どをホームページに公開している。また、規程の整備についても新たな法令に対応した改訂や必要な規程の整備を行っている。なお、第三者評価及び情報の収集 48 については、短期大学学長が法人事務局、短大事務局と協力して対応している。

(b)課題

理事会等の学校法人の管理運営体制については確立されている。今後は内部監査体制の整備が課題であり、次年度整備することとしている。

[区分]

基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

(1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。

- ① 学長は人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者である。
- ② 学長は建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
- ③ 学長は学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。

(2) 学長は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。

- ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
- ② 教授会は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で行う場合には、その規程を有している。
- ③ 教授会の議事録を整備している。
- ④ 教授会は、学習成果および三つの方針に対する認識を有する。
- ⑤ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を設置し、設置規程等に基づいて適切に運営している。

(a)現状

学長は、昭和 57 年に足利短期大学に勤務以来、34 年にわたり本学で教育にあたってきた。その間、学校運営機構の各委員を務め、図書館長を歴任、平成 22 年より学長の職にある。足利短期大学の歴史のほぼ全般にわたり在職してきた数少ない教員の一人である。また、学校法人足利工業大学の理事と評議員を務め、附属幼稚園園長も兼務している。学長は長年にわたる幼児教育の功績により平成 22 年には全国保育士養成協議会より表彰を受けるなど、その功績は高く評価されている。

学長は、僧籍にあり僧侶としての知識と経験により「仏教学」の講義を担当し、仏教一般についての授業のほか建学の精神である聖徳太子の十七条憲法の第一条「以和為貴」について「和」の意味を広く学生に説いている。足利市民を対象とした公開講座では仏教に関するコースを長年担当し、受講者に好評である。

学長の選任については、規程第 2 条「学長は、寄附行為施行規則第 2 条に定める基礎資格を有し、短期大学教授またはこれと同等の学識・教育行政に関しての知識と力量を有するものとする」となっており、規程第 3 条で「学長の任期は 4 年とする。

再任は妨げないが、これを限りとする」規程第 4 条で「学長は、第 5 条に定める学長候補者推薦者委員会において推薦された候補者の中から理事会の議を得て選定し、理事長が任命する」とあり、規程に基づき選任された。平成 22 年 2 月 1 日から平成 26 年 1 月 31 日まで学長を務め、平成 26 年 2 月 1 日より 2 期目を務めている。教学運営についても運営委員会や教授会の議長として適切な判断のもとに統率し、運営機構の委員長や学科長に適切な方針を示すなどリーダーシップを発揮しており、職務を遂行している。

学長は学則第 38 条「本学に教授会を置き、本学の専任の教授、准教授、講師および助教をもってこれを組織する」に則り教授会を開催している。教授会は、教授会規程に基づき毎月 1 回あるいは必要により臨時教授会を開催し、議題は運営機構の各委員会の委員長で組織する運営委員会で図り、教授会に提出され審議し決定される。教授会の議事録は事務長が作成し、次回教授会で承認を受け、議長および議長の指名する二名の者がこれに署名捺印している。

教授会の下には専門委員会が組織され、各委員会は規定に基づき運営されている。教授会は、3 つの方針に対して共通の認識を持ち、適切に運営されている。

教授会の下に各委員会が設置され、すべての議案が審議されている。議案は各委員会から提出された審議項目、報告項目によってなされ、運営委員会にかけられる。

運営機構の委員会については、専門委員会と常置委員会の 2 つがあり、専門委員会には自己点検・評価委員会、人事委員会、広報委員会、交流委員会、附属図書館図書委員会。常置委員会には入試委員会、教務委員会、学生委員会、仏教行事委員会、進路委員会がある。各委員会は、規程に則り月 1 回の定例委員会を開催し審議検討をしている。また、学科内の審議検討事項は学科会議規定に則り月例の会議を開いている。

(b)課題

- ① 本学の教学運営体制は規定に則り適切に運営されているが、小規模な短期大学であるため、教員の校務にかかる負担が大きい。充実した教育ならびに研究等の活動が行えるように、運営体制の整備を継続する必要がある。

[区分]

基準Ⅳ-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 監事は、学校法人の業務および財産の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会および評議員会に提出している。

(a)現状

監事は現在 3 名で、学校法人の寄附行為に定められた「この法人の理事、職員、評議員以外の者であって理事会において選出した候補者の中から、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。」により選出され、定められた業務を行っている。文部科学省が毎年主催する研修会にも交代で出席しており、業務についての認識は適正である。

平成 27 年度は理事会出席率が 77.7%であった。理事会での監事の発言は自由であり、適宜意見を述べることができる。また、監事業務の補助は法人事務局が担当している。締め括りの監査は、毎年 5 月中旬に法人傘下の各校の長、各校事務責任者、法人事務局幹部が参加して行われ、前年度の資料に基づき質疑が行われる。ここには公認会計士もオブザーバーとして出席している。この質疑を踏まえて、監査報告書が作成され、その後、理事会及び評議員会に監査報告書が提出される。これらは毎年 5 月末日までに全て終了する。

以上がこれまでの対応であったが、監査業務をより強化するため平成 25 年 7 月に「学校法人足利工業大学監事監査規程」を制定し、監査業務の改善を図っている。具体的には、評議員会への出席、法人傘下の各学校で行われる公認会計士監査への同席、監事同士の意思疎通のための理事会の開催、理事会・評議員会にやむを得ず欠席した場合の情報共有方法の改善などである。

(b)課題

- ① 監事は寄附行為の規程に基づき適正に業務を行っている。内部監査室を設けることを目標にしているが、平成 28 年度設置することが理事会にて承認された。

基準Ⅳ-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事会の諮問機関として適切に運営している。

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法第 42 条の規定に従い、運営している。

(a)現状

評議員会の選出については、寄附行為で、① 法人の設立母体である足利仏教和合会から推薦された者から理事会において選任した者 9 名～11 名、② 法人の職員で理事会において推薦された者のうちから評議員会において選任した者 4 名～5 名、③ 法人設置 51 の学校の卒業生で理事会において選任した者 4 名～5 名、④ 学識経験者から理事会において選任した者 13 名～15 名、の 4 選出区分から適切な選出が行われており、現在は 32 名で構成されている。職務については、私立学校法を踏まえ寄附行為で定めてあり、それに従った運営が行われている。評議員は意見を自由に発言でき、多様な意見を反映させる会議となっている。年間の開催は 5 回程度であり、平成 27 年度の出席率は 70.5%であった。

(b)課題

- ① 評議員会は適切に運営されており問題はない。今後も多様な意見を自由に発言できる雰囲気維持しながら、適切な運営を図りたい。

基準Ⅳ-C-3 ガバナンスが適切に機能している。

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学校法人および短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
- (2) 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
- (3) 年度予算を適正に執行している。
- (4) 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
- (5) 計算書類、財産目録等は、学校法人の経営状況および財政状態を適正に表示している。
- (6) 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
- (7) 資産および資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
- (8) 寄付金の募集および学校債の発行は適正である。
- (9) 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。
- (10) 学校教育法施行規則、私立学校法の規定に基づき、教育情報を公表し、財務情報を公開している。

(a)現状

毎年度の事業計画と予算については短期大学等の関係部門の意見を集約して、決定している。毎年度、決定した事業計画と予算は、速やかに関係部門に伝達され、予算の執行は適正に行われている。日常的な出納業務やその他必要な経理業務は円滑に実施され、経理責任者を経て法人本部に連絡されている。公認会計士からの監査意見に対しては、速やかに対応しており、資産および資金の管理と運用は、安全、適正に行われている。計算書類、財産目録等は、学校法人の経営状況および財政状況を適正に表示している。寄付金の募集を開始したが適切に行っている。学校債の発行は現在行っていない。財務情報の公開については学校教育法施行規則、私立学校法の規定に基づき公開している。

(b)課題

- ① ガバナンスは適切に機能している。平成 26 年 9 月に、中長期的計画が策定され、毎月開催される学園改革推進委員会で PDCA サイクルを機能させていく。今後は中長期計画の着実な実行が課題である。

◇ 基準Ⅳについての特記事項

(1) 以上の基準以外にリーダーシップとガバナンスについて努力している事項。

特記事項はなし

(2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。

特記事項はなし

選択的評価基準

3. 地域貢献の取り組みについて

■ 以下の基準（1）～（3）について自己点検・評価の概要を記述する。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

(c) 自己点検・評価を基に改善計画を記述する。

基準（1） 地域社会に向けた公開講座、生涯学習授業、正規授業の開放等を実施している。

基準（2） 地域社会の行政、商工業、教育機関および文化団体等と交流活動を行っている。

基準（3） 教職員および学生がボランティア活動等を通じて地域に貢献している。

基準（1） 地域社会に向けた公開講座、生涯学習授業、正規授業の開放等を実施している。

(a)現状

本学では、生涯学習推進の観点から、公開講座を開講し、また正規授業の開放等を実施している。現状は下記の通りである。

i)公開講座の実施

本学では、創立当初より、大学における教育や研究の成果を地域住民や社会に還元することを目的として公開講座を実施してきた。平成8年から25年までは、毎年9月に3回連続の講座2コースを開講していたが、26年に看護学科が四年制大学へ移行したことに加え、教員免許更新講習および保育士資格取得特例講座の実施に伴う学内事情を考慮し、26年に続き本年度も単コースの開講とした。

本年度（27年度）は、昨年好評を博し、受講者アンケート調査においても多くのリクエストを集めたことから、再度、般若心経を取り上げ、「般若心経を読むⅡ」として開講した。講師は2年連続で同じテーマで講座を開講することに懸念を示されたが、蓋をあけてみれば募集開始3日で定員に達するという盛況ぶりであった。27年度の受講者数は延べ168名であり、講座終了後に実施している受講者アンケートでは、講義内容の理解、講義の展開・教授法、理解を促すための工夫においていずれも高得点が

得られた。講座運営についても極めて高い評価であった。

本学では、平成 24 年度により、公開講座のあり方について見直しを行い、テキストの全面改訂を図るなど改善に努めてきた。その中で、費用対効果を考え広報および受講者募集の方法についても改めたが、26 年度自己点検報告書に記載した経緯により、本年度は、従来の新聞折込みによる広報および募集方法に戻した。

上述のように 26 年・27 年は単コースとしたが、予てより 2 コース開講が学長の強い意向であったことから 2 コース開講に向け交渉を重ねた結果、28 年度は、従来どおり「生活の中の仏教」「生活と健康」の 2 コース開講が可能となった。

ii) 正規課程授業の開放

本学では科目等履修生の制度を設けて、正規課程授業の開放を行っている。毎年、卒業生を中心に 10 名弱の者が科目等履修生となり、幼稚園教諭二種免許または保育士資格の取得を目指している。聴講生制度は設けていないが、同一法人である足利工業大学との間に、単位互換協定を結んでおり、特定の科目については、特別聴講生として受け入れている。本年度の含め、この数年間に、単位互換制を活用した者はなかった。

現在のところ、本学では、正規課程の授業を生涯学習授業として開放してはいない。また、高校生に対し科目履修や聴講を認め、学外学修単位認定の一形態として行われる高大連携についても実施していない。

iii) 免許更新講習、資格取得講座の実施

26 年度より、教員免許更新講習を実施するとともに、保育士資格取得のための特例講座を開講している。

教員免許更新講習については、前年同様に、選択講習（計 18 時間 3 講習）を実施したが、本年度は、法人本部からの要請により必修講習の 1 テーマについて主に幼稚園教諭を対象とした講習も実施することになった。保育士資格取得特例講座については、指定された 4 教科目すべてを実施したが、幼稚園教諭免許取得のための特例講座は行っていない。なお、本年度における教員免許更新講習および保育士資格取得特例講座の日程・講習内容・参加者数は他章に詳述されている。

(b) 課題

現状から、次の 3 点を課題として掲げる。

- ① 本年度は、受講者に魅力ある講座内容を開講することの重要性を改めて認識した年であった。講師の人選とテーマ設定に関して、一層の知恵と工夫が求められる。そのためにも、近隣でどのような講座が開講されているか、またどのような講座テーマがトレンドとなっているかなどについて引き続き調査し、本学ではどのような講座を開講したらよいかを検討する必要がある。
- ② 公開講座に対する受講者アンケートにおいて、毎年、年複数回の講座開催の要望が出されるが、現状では日程的に困難であることから、28 年度も 9 月のみの開催とした。ただし、学長の要請により来年度は 2 コース開講となったことから、実施にあたっては、本年よりも教職員の協力が必要となることも予想される。教職員の理解と協力が得るために業務内容の点検と見直しを行い、あくま

でも「丁寧・親切・気持ちがいい」との受講者評は保ちつつ、公開講座に関わる業務内容のスリム化を図る必要がある。

- ③ 幼稚園教諭免許に関する特例講習実施の要望があることを踏まえ、講習実施を目指す必要がある。この件については、前回の報告書でも指摘したが実現には至らなかったことから、本年度も課題として掲げる。

基準（2） 地域社会の行政、商工業、教育機関および文化団体等と交流活動を行っている。

(a)現状

i)足利幼児教育研究会

地域社会との交流のあり方は多様であるが、本学では、継続的かつ組織的に交流・連携することが重要と考え、地域との交流を実践してきた。この方針を具現したのが、足利幼児教育研究会と言えよう。昭和 58 年（1983）の設立から現在に至るまで、本会は 30 余年も継続し、地域の幼児教育・保育の振興に寄与してきた。

足利幼児教育研究会（略称 足幼研）は、幼児教育・保育の発展と振興のため、現場と行政と短期大学が一つの組織体を作るという、当時としては画期的な構想のもとに設立され、現在もなお、この体制を維持している。足幼研の参加園は、足利市の幼稚園・保育所（園）がほとんどを占めるが、隣接市からも若干ではあるが参加を得ている。

具体的な活動内容としては、機関誌『保育足利』の発行、研修会の開催、研究活動などを展開している。足幼研主催の研修会は年 2 回の割合で開催され、準会員であるこども学科学生も多数参加し、保育技術の研修と現職者との交流の機会を持っている。

ii)その他の交流活動

本年度も年度当初に、学長より、推進すべき課題の 1 つとして教職員の地域貢献活動への積極的参加が示され、とりわけ、教員に対しては、それぞれの専門性を生かして、行政や各種団体からの講師依頼また委員委嘱に応えるように求められた。本年度末に実施した教職員の地域貢献に関する調査結果では、大半の教員が行政等の委員を引き受けているが、講師受諾に関しては、体調や学務繁多などの事由により前年より若干減じているという結果であった。

本学は、行政や教育機関、文化団体等との交流・連携はあるものの、商工業者との交流については、教員の個人レベルにおいてはあるが、全学的あるいは学科としての試みやケースは認められない。

(b)課題

現状を踏まえ、課題として次の 2 点を掲げる。

- ① 足利幼児教育研究会を充実させ、保育現場との関係を深めることは、地域貢献もさりながらリカレント教育の観点からも、また本学教育の充実・発展の上からも重要である。そのために、足幼研の意義や役割について学内の共通理解を図り、足幼研の充実を目指す必要がある。足幼研事務局に働きかけたが、事務局長の交代等もあり進展をみななかった。よって、足利幼児教育研究会について、

地域貢献とともに、本学のリカレント教育推進の核として位置づけるべく、活動や事業について検討することが必要である。

- ② 地域のイベントに関わることは、学生にとって、大いなる学びと経験を齎してくれる。このことについて認識を共有した上で、学科として推進していくことが重要である。学科の特徴を生かして、地域のイベントに積極的に参加していくという形で地域との連携交流を深めることは、本学が取り組むべき課題の一つである。

基準(3) 教職員および学生がボランティア活動等を通じて地域に貢献している。

(a)現状

i)学生のボランティア活動

一時期、停滞状況にあった学生ボランティアの活動化を図るため、学生ボランティア活動推進計画を策定し、それに従い学生ボランティア活動の活発化を図ってきた。その結果、平成22年度はボランティア依頼に対する受託は0件であったが、次第に依頼に対する充足率は伸び、25年度は半数強となった。26年は45.5%、27年度は37.3%と充足率においては低下しているものの、参加人においてはいずれも90名弱であり、25年度の4割強の伸びを示している。なお、27年度については、看護学科が卒業年次生のみとなり依頼ボランティアの受託者がほぼこども学科学生であることを勘案して捉える必要があることを付記する。

・こども学科の学生ボランティアに対する取り組み

本年度は、学科全体で学生のボランティア活動の活発化に取り組むことが学科会議において決定され、これを受けて、1年次生に対して、夏季休暇を利用してボランティア活動をするよう働きかけを強力に行ったところ、98.5%が複数回のボランティア活動に実施した。ボランティア実施先としては、自身の進路に関係する幼稚園・保育所・施設が圧倒的多数を占めるが、地域のイベント運営の補助や清掃活動等にもそれぞれ1割程度の参加があった。1年前期開講の初年次教育において、前年に引き続き学校周辺の清掃ボランティアを取り入れた。

昨年度の自己点検報告において、ボランティア活動について一般的に学ぶ機会の必要を課題として掲げた。本年度は、ボランティア実践者であり、学生ボランティアに対しても指導的役割を果たしている講師を招いて、ボランティア活動の実際とそこから得られる喜びと学び、またボランティアを実施する上での心得えや留意すべき事項について話を聞く時間をもった。今回の講義からボランティアへの興味が高まった、ボランティアの楽しさを感じた等の感想が多く寄せられた。後日、講師の携るボランティア活動に参加した者もあった。

なお、2年次生については、ボランティアの実施件数では、1年次の半数を下回る(「学びのカルテ」「学外活動の状況(2)ボランティア等の記録」より)。この結果は、学生のボランティア意欲の著しく低下したというよりも、免許・資格の取得を目指す卒業年次生として、前期は実習に明け暮れ、後期は就活と2年生が中心的役割を果たす学校行事が連続するという状況が大きく関係していると言えよう。

ii)教職員のボランティア活動

学生のボランティア参加率がアップしているが、教職員のボランティア参加は、回答者の半数に留まり、前年とほぼ同様の結果であった。ボランティアの内容についても、昨年同様、それぞれの専門性を生かしたものに加え、地域住民としてのボランティア活動であった。

(b)課題

下記の2点をボランティアに関する課題として掲げる。

- ① 本年度は、学科長提案により学科全体で学生ボランティアの活動化を目指すことになり、幾つかの取り組みがなされた。数字的には成果が認められるものの、内実の伴った結果にするためには、ボランティア活動をカリキュラムの中に位置づけ、サービスラーニングの視点を明確に示していくことが必要である。
- ② 学生のボランティア活動を活発化する上で、教員の役割が大きいことは、ここ数年の本学の取り組みにおいても実感されることである。さらに、ボランティア活動が活発な学校を調べると、必ずキーマンとなる教員が存在している。そこで、ボランティア支援に関する研修会等に参加し、学生のボランティア活動に対する教員のサポート力アップを図る必要がある。その際、研修内容を他の教員にシェアするための学習会実施も併せて計画する必要があると言えよう。

執筆者一覽

基準Ⅰ	基準 区分	学長	
		I - A	学長
		I - B	学科長
		I - C	自己点検・評価委員長 学長、各学科長、自己点検・評価委員会
基準Ⅱ	基準 区分		教務調整会議長
		Ⅱ - A	教務調整会議長
		Ⅱ - B	学生指導委員会 教務調整会議、入試・広報委員会、学生指導委員会、 図書委員会、自己点検・評価委員会、各学科長、 進路指導担当、事務長
基準Ⅲ	基準 区分	事務長	
		Ⅲ - A	事務長
		Ⅲ - B	事務長
		Ⅲ - C	事務長
		Ⅲ - D	本部、学長 事務長、図書委員会、本部、学長
基準Ⅳ	基準 区分	本部	
		Ⅳ - A	本部
		Ⅳ - B	学長
		Ⅳ - C	本部 本部、学長、事務長
選択の評価基準 3			地域交流委員会

足利短期大学の現状と課題
—平成 27 年度自己点検・評価報告書—

発行日 平成 28 年(2016 年)3 月 31 日

発行者 高倉秋子

発 行 足利短期大学

〒326-0808 栃木県足利市本城 3 丁目 2120

TEL : 0284-21-8242